陸上貨物運送事業
労働災害防止規程の解説

～ 陸運業の安全と健康の基本 ～



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

はじめに

陸上貨物運送事業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会の会員が、陸運業で働く人々の安全と健康のために守らなければならない事項をまとめたものです。

昭和 41 年７月に設定され、最新の変更は令和８年７月 16 日に行われています。

この災防規程は法令で定められたことだけでなく、陸運業の労働災害防止のために行うべき重要事項を含んでおり、陸運業の労働災害防止に関することがほぼ網羅されています。

この冊子は、災防規程の全文を掲載するとともに、災防規程の条文をできるだけわかり易く解説したものです。陸運業の各事業場で是非活用をいただき、事業場の安全衛生水準の向上に努めていただきたいと思います。

なお、原文は左のページに、解説は右のページとして見やすく分かりやすい構成としています。

【凡　例】

災防規程　：陸上貨物運送事業労働災害防止規程
団体法　　：労働災害防止団体法
法　　：労働安全衛生法
令　　：労働安全衛生法施行令
安衛則　　：労働安全衛生規則
クレーン則：クレーン等安全規則
特化則　　：特定化学物質障害予防規則
酸欠則　　：酸素欠乏症等防止規則

【目　次】

第１章 総則（第１条－第３条の２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２章 安全衛生管理体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　第１節 安全衛生管理体制（第４条－第 10 条）
　第２節 自主的な安全衛生活動（第 10 条の２）
第３章 安全衛生教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　第１節 安全衛生教育（第 11 条－第 19 条）
　第２節 教育計画等（第 20 条・第 21 条）
第４章 快適な職場環境の形成（第 22 条・第 22 条の２）　・・・・・・・・・・・21
第５章 安全基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　第１節 通則（第 23 条－第 38 条の２）
　第２節 貨物自動車等の積卸し作業（第 39 条－第 47 条の３）
　第３節 フォークリフト、ショベルローダー等による作業（第 48 条－第 52 条の２）
　第４節 クレーン等による作業（第 53 条－第 59 条）
　第５節 コンベヤーによる作業（第 60 条・第 61 条）
　第６節 手車、手押し車及びロールボックスパレットによる作業（第 62 条・第 62 条の２）
　第７節 はい作業（第 63 条－第 66 条）
　第８節 貨物自動車の運行に付随する作業（第 67 条－第 70 条）
　第９節 交通労働災害の防止（第 71 条）
第６章 衛生基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
　第１節 通則（第 72 条）
　第２節 作業環境管理及び作業管理（第 73 条－第 78 条の２）
　第３節 健康の保持増進（第 79 条－第 83 条）
第７章 実施を確保するための措置（第 84 条－第 86 条）　・・・・・・・・・・・85
　附 則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、陸上貨物運送事業の労働災害の防止に関し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）及び協会が守らなければならない事項を定めることにより、陸上貨物運送事業の労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、会員及び協会に適用する。

（順守義務）

第３条　会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。

（配慮義務）

第３条の２　仕事を他人に請け負わせる会員は、作業方法、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

＜解　説＞

【目　的】

この労働災害防止規程は、陸上貨物運送事業の労働災害の防止に関し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）及び協会が守らなければならない事項を定めることにより、陸上貨物運送事業の労働災害の防止に寄与することを目的としています。

この規程には、陸運業として法令で取組が求められる事項はもとより、労働災害の発生状況等を踏まえ、陸運業として労働災害防止のために特に取り組むべき事項についても、法令を上回るものとして規定されています。

【適用範囲】

この規程は、会員及び協会に適用されます。

＜団体法＞

（労働災害防止規程）

第 37 条　労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一　適用範囲に関する事項

二　労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項

三　前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

２　協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

【順守義務】

会員はこの労働災害防止規程を守らなければなりません。このことは、法令で義務付けられています。

＜団体法＞

（会員の順守義務等）

第 41 条　会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

２　会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

３　前２項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

【配慮義務】

仕事を他人に請け負わせるときは、作業方法、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。このことは、法令で義務付けられています。

＜法＞

（事業者の責務）

第３条第３項　建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第２章　安全衛生管理体制等

第１節　安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第４条　会員は、常時 100 人以上の従業員（労働基準法第９条に規定する労働者をいう。以下同じ。）を使用する事業場ごとに、法令の定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者及び衛生管理者の指揮をさせるとともに、次の各号に掲げる業務を統括管理させなければならない。

(1)　従業員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2)　従業員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3)　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4)　労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5)　安全衛生に関する方針の表明に関すること。

(6)　労働安全衛生法第 28 条の２第１項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(7)　安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

＜解　説＞

【安全衛生管理体制】

労働災害を防止するためには、活動単位である事業場が組織として安全衛生の確保に取り組むことが必要です。つまり、安全衛生について誰が何を行うかを明確にすることです。

このため、安全衛生管理体制は、事業場の規模と業種に応じて各種管理者の選任等が義務付けられています。会員は、会員事業場の規模に応じた安全衛生管理体制を整備し、必要な管理者等を選任し、安全衛生に関する職務を行わせなければなりません。

○　管理体制（１）

災防規程の第４条～７条で選任しなければならない管理者等を整理すると次のようになります。

管理者等の名称	選任の条件	職　務　等
総括安全衛生管理者 法 10 安衛則２，３	・常時 100 人以上従業員を使用する事業場 ・事業場の事業の実施を統括管理する者	・安全管理者及び衛生管理者の指揮 ・第４条の業務の統括管理
安全管理者 法 11 安衛則４，５，６	・常時 50 人以上従業員を使用する事業場 ・原則として安全管理者選任時研修を修了した者から選任	・第４条の業務のうち安全に係る技術的事項を管理 ・作業場の巡視
衛生管理者 法 12 安衛則７，10，11	・常時 50 人以上従業員を使用する事業場 ・原則として、衛生管理者免許を受けた者から選任	・第４条の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理 ・作業場の週１回の巡視
産業医 法 13 安衛則 13，14，15	・常時 50 人以上従業員を使用する事業場	・第６条の実施事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの ・作業場の月１回の巡視
安全衛生推進者 法 12 の２ 安衛則 12 の２、３，４	・常時 10 人以上 50 人未満の従業員を使用する事業場 ・安全衛生推進者養成講習修了者等から選任 ・10 人未満の事業場は、安全衛生担当者の選任に努めること。	・第４条の業務を担当 ・安全衛生担当者も、第４条の業務を担当

【総括安全衛生管理者】

1　従業員が 100 人以上と比較的規模の大きな事業場では、その事業場のトップを総括安全衛生管理者として選任しなければなりません。

2　４条の(5)(6)(7)は安衛則で定められた事項です。これらは労働安全衛生マネジメントシステムとして取り組むべき内容の中心をなすものです。

3　総括安全衛生管理者選任が必要な従業員数には、派遣労働者を受け入れている場合は、その人数も含めた人数となることに注意が必要です。安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者の選任の場合も同様です。

（参考法令）　総括安全衛生管理者の選任及び職務：法 10、安衛則２、３の２

（安全管理者及び衛生管理者）

第５条　会員は、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場ごとに、法令の定めるところにより、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

２　会員は、安全管理者に前条各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

３　会員は、安全管理者に作業場等を巡視させ、設備、作業方法等に危険があるおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じるようにさせなければならない。また、安全に関する措置をなし得る権限を安全管理者に与えなければならない。なお、具体的な安全に関する措置には次のものがあること。

(1)　建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な危険防止の措置

(2)　安全装置、保護具その他危険防止のための設備、器具の定期的点検及び整備

(3)　作業の安全に関する教育及び訓練

(4)　発生した災害原因の調査及び対策の検討

(5)　消防及び避難の訓練

(6)　作業主任者、現場監督者その他安全に関する補助者の監督

(7)　安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

(8)　作業手順等に関する貨物積卸し場所における荷主等との連絡調整

４　会員は、衛生管理者に前条各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

５　会員は、衛生管理者に、少なくとも毎週１回作業場等を巡視させ、設備、作業方法又は衛生状態が有害となるおそれがあるときは、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じるようにさせなければならない。また、衛生に関する措置をなし得る権限を衛生管理者に与えなければならない。

なお、具体的な衛生に関する措置には次のものがあること。

(1)　健康に異常のある者の発見及び処置

(2)　作業環境の衛生上の改善

(3)　作業条件、施設等の衛生上の改善

(4)　労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

(5)　健康診断､心理的な負担の程度を把握するための検査(以下｢ストレスチェック｣という。)、健康教育、健康相談、衛生教育その他従業員の健康保持に必要な事項

(6)　従業員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成

(7)　作業主任者、現場監督者その他労働衛生に関する補助者の監督

(8)　作業手順等に関する貨物積卸し場所における荷主等との連絡調整

(9)　衛生日誌等職務上の記録の整備

＜解　説＞

【安全管理者】

1　常時 50 人以上の従業員を使用する事業場では安全管理者の選任が必要です。

2　安全管理者は、毎日作業場を巡視し、危険のおそれがあるときは直ちに危険防止の措置を講じなければなりません。

3　その職務は、第４条の業務のうち、安全に係る技術的事項の管理です。

4　第３項の(1)～(8)は、安全管理者が危険防止の措置を行うときの例です。

5　第３項の(8)に関しては、法 30 条の２で、「製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。」とされていることに留意が必要です。

（参考法令）安全管理者の選任、資格、職務及び権限：法 11、安衛則４－６

【衛生管理者】

1　常時 50 人以上の従業員を使用する事業場では衛生管理者の選任が必要です。

2　衛生管理者は、週１回以上作業場を巡視し、衛生状態が有害のおそれがあるときは直ちに健康障害防止の措置を講じなければなりません。

3　その職務は、第４条の業務のうち、衛生に係る技術的事項の管理です。

4　第５項の(1)～(9)は、衛生管理者が健康障害防止の措置を行うときの例です。

このうち、(5)の健康の保持に必要な事項は、健康診断、ストレスチェック、健康教育、健康相談、衛生教育等です。

5　第５項の(8)に関しては、法 30 条の２で、「製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。」とされていることに留意が必要です。

（参考法令）　衛生管理者の選任、資格、職務及び権限：法 12、安衛則７、10、11

（産業医等）

第６条　会員は、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場ごとに、法令の定めるところにより、産業医を選任しなければならない。

２　会員は、産業医に次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行わせなければならない。また、これらの事項をなし得る権限を産業医に与えなければならない。

(1)　健康診断、ストレスチェック及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関すること。

(2)　作業環境の維持管理及び作業の管理に関すること。

(3)　健康教育、健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(4)　衛生教育に関すること。

(5)　従業員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

３　産業医が従業員の健康を確保するため必要があると認める健康管理等について必要な勧告をしたときは、会員は、これを尊重しなければならない。

４　会員は、産業医に少なくとも毎月１回作業場等を巡視させ、作業方法又は衛生状態に健康障害のおそれがあるときに直ちに必要な措置を講ずるようにさせなければならない。

５　会員は、常時 50 人未満の従業員を使用する事業場においては、従業員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に従業員の健康管理等を行わせるように努めなければならない。

（安全衛生推進者）

第７条　会員は、常時 10 人以上 50 人未満の従業員を使用する事業場ごとに、法令の定めるところにより安全衛生推進者を選任しなければならない。

２　会員は、安全衛生推進者に第 4 条の各号に掲げる業務を担当させなければならない。なお、その具体的な業務には次のものがあること。

(1)　職場巡視による設備、作業方法等の危険及び衛生状態の把握並びに改善

(2)　安全装置、保護具その他危険防止のための設備、器具の定期的点検及び整備

(3)　労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

(4)　作業の安全衛生に関する教育及び訓練

(5)　発生した災害の原因調査及び再発防止対策の検討

(6)　作業手順等に関する貨物の積卸し場所における荷主等との連絡調整

(7)　作業主任者、作業指揮者その他現場監督者に対する指導

(8)　健康診断の実施に関する事項

(9)　健康教育、健康相談その他健康の保持増進のための措置に関する事項

(10)　健康に異常のある者の把握

(11)　安全に関する資料の作成、収集及び記録

(12)　疾病統計等衛生に関する資料の作成、収集及び記録

(13)　異常な事態における応急措置に関する事項

(14)　関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事項

３　会員は、安全衛生推進者を選任したときは、当該安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示し、又は当該安全衛生推進者に特別の腕章若しくは帽子を着用させる等により、関係従業員に周知させなければならない。

＜解　説＞

【産業医】

1　常時 50 人以上の従業員を使用する事業場では産業医の選任が必要です。

2　従業員の健康管理は、事業者の責任ですが、医学的専門知識が必要な事項については、事業者の管理のもと産業医に行わせるとしたものです。産業医の職務は、災防規程第６条２項の事項のうち、医学に関する専門的知識を必要とするものです。

3　産業医はその職務を行う中で、必要な場合は勧告を行うものとし、事業者はその勧告を踏まえ、適切な健康管理を行うようにします。なお、勧告は事業場の実情等を十分に考慮して行われる必要があるとされています。

4　産業医には、少なくとも毎月 1 回作業場を巡視させ、作業方法からみて腰痛などの問題がないかどうか、有害な物質を扱っている場合適切な作業環境となっているかどうか等健康障害のおそれの有無を確認させるようにします。問題がある場合は産業医は直ちに必要な措置を講ずるように指示します。

5　常時 50 人未満の事業場では産業医の選任が義務付けられていませんが、従業員の健康管理は重要ですので、従業員の健康管理を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に健康管理等を行わせるとしたものです。

この「医師等」には、保健師や地域産業保健センターの活用が含まれます。

（参考法令）産業医の選任、職務及び権限：法 13、安衛則 13～15

（参　　考）地域産業保健センターHP

【安全衛生推進者】

1　常時 10 人以上 50 人未満の従業員を使用する事業場では安全衛生推進者の選任が必要です。

2　安全衛生推進者は、事業者の指示を受けて、第４条の業務を担当します。

3　具体的な業務の例は、２項の(1)～(14)のとおりです。

（参考法令）安全衛生推進者の選任資格、職務等：法 12 の２、安衛則 12 の２～12 の４

（作業主任者）

第８条　会員は、はい作業その他労働災害を防止するため特別の管理を必要とする作業を行うときは、法令の定めるところにより、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する従業員の指揮その他必要な事項を行わせなければならない。

２　会員は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名については、作業場の見やすい箇所に掲示し、又は特別の腕章若しくは帽子を着用させる等により、当該作業主任者に行わせる事項については、作業場の見やすい箇所に提示する等により、関係従業員に周知させなければならない。

（作業指揮者）

第９条　会員は、次の各号に掲げる作業を行うときは、法令の定めるところにより、作業の指揮者を定め、その者に当該作業の指揮を行わせなければならない。

(1)　車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリヤー、構内運搬車又は貨物自動車をいう。以下同じ。）を用いて行う作業（貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下に同じ。）

(2)　一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車、構内運搬車又は貨車（以下「貨物自動車等」という。）に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車等から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）

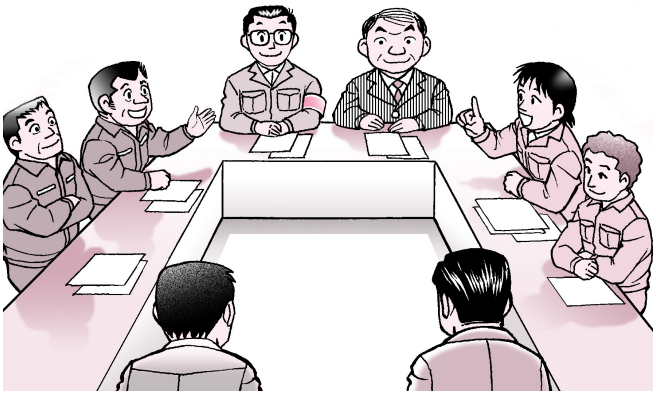
(3)　危険物（爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物及び可燃性のガスをいう。以下同じ。）の取扱いの作業

２　前項各号の作業の指揮者は、それぞれ第 1 号を「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、第 2 号を「積卸し作業指揮者」、第 3 号を「危険物作業指揮者」と称するものとする。

（安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会）

第 10 条　会員は、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場ごとに、法令の定めるところにより、安全委員会及び衛生委員会又は安全衛生委員会を設け、安全衛生に関する事項を調査審議させ、会員に対し意見を述べさせなければならない。

２　常時 50 人未満の従業員を使用する事業場についても、安全衛生懇談会など前項に準じた安全衛生についての労使の話合いの場を設けるものとする。



＜解　説＞

【作業主任者】

1　危険有害な業務については、作業主任者のもとで作業を行わせなければならない場合があります。

2　陸運業で選任が必要とされる作業主任者には例えば次のようなものがあります。

作業主任者の名称	作業主任者の選任が必要な作業
①　はい作業主任者	高さが２メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）
②　酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所における作業 ※酸素欠乏危険場所には、例えば次の場所があります。 ①　石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツプ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部 ②　穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピツトの内部 ③　ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部
③　特定化学物質作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 ※燻蒸（くんじょう）作業で、臭化メチル、シアン化水素、ホルムアルデヒド等の特定化学物質を使用する場合は、作業主任者の選任が必要となります。

（注）　作業主任者を選任したときは、その氏名と行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係従業員に周知すること。

（参考法令）作業主任者を選任すべき作業、資格、業務及び周知：法 14、令６、安衛則 18

【作業指揮者】

1　一定の危険、有害な作業については、その作業について十分な知識・経験を有する作業指揮者の指揮のもとに作業を行わなければなりません。

2　陸運業に関係する作業指揮者には次のようなものがあります。

(1)　車両系荷役運搬機械等作業指揮者

(2)　積卸し作業指揮者

(3)　危険物取扱い作業指揮者

3　積卸しに係る作業は、人力によるものが一般的ですが、フォークリフト等車両系荷役運搬機械等を用いて荷役を行うときは、「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」が兼ねて差し支えないものです。（昭 53．２．10 基発第 78 号）

（参考法令）車両系荷役運搬機械等を用いる作業の作業指揮者の選任及び業務：安衛則 151 の４
積卸し作業の作業指揮者の選任及び業務：安衛則 151 の 62、151 の 70、420
危険物の取扱い作業の作業指揮者の選任及び業務：安衛則 257

【安全委員会等】

常時 50 人未満の従業員を使用する事業場についても、安全衛生懇談会など前項に準じた安全衛生についての労使の話合いの場を設けるものとします。

（参考法令）安全委員会等の設置及び調査審議事項等：法 17～19、　安衛則 21～23 の２

第２節　自主的な安全衛生活動

（自主的な安全衛生活動の促進）

第 10 条の２　会員は、事業場における労働災害発生のおそれの低減を図ること等による安全衛生水準の向上を図るため、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置を実施するよう努めなければならない。

２　会員は、事業場の安全衛生水準を向上させるため、リスクアセスメントの結果等も踏まえ、原則として１年間を単位とし次のことを行うものとする。

なお、第２号の計画には安全衛生教育実施計画を含むものとする。

(1)　安全衛生に関する方針の表明

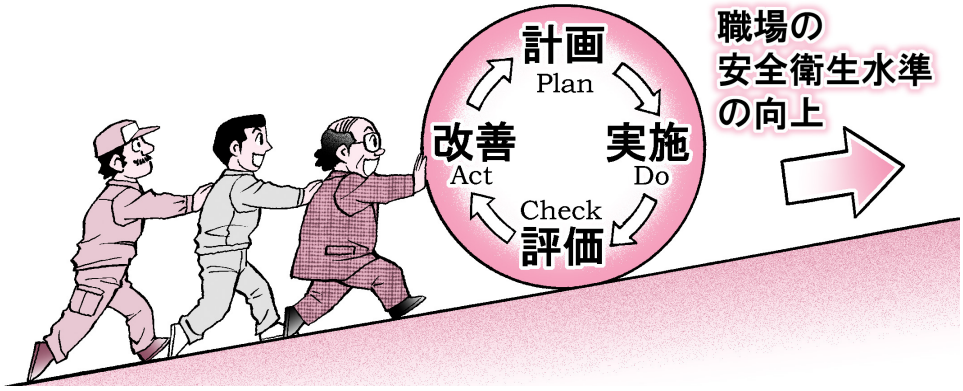
(2)　安全衛生に関する計画の作成

(3)　計画の実施

(4)　実施結果についての評価

(5)　評価に基づく計画等の改善

３　会員は、協会が行う安全衛生水準向上のための活動に、積極的に取り組むものとする。



［ＰＤＣＡサイクル］

＜解　説＞

【自主的な安全衛生活動】

労働災害を防止するためには、法令で定められたことを守るだけでなく、さらに進んで事業場の安全衛生水準を向上させるための取組を自主的に推進することが大切です。このことを自主的な安全衛生活動といいます。

【リスクアセスメント】

自主的な安全衛生活動の一つです。法第 28 条の２で事業者の努力義務とされた、職場のリスク低減のための新しい安全衛生の取組です。

従来の労働災害防止対策は、発生した災害や災害事例の原因を調査し、対策を確立し、職場に徹底する手法が基本でした。しかし、この手法では潜在的な危険性や有害性が見つけられず、これが放置され続けると労働災害が発生するおそれがあります。リスクアセスメントは、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に的確な対策を講ずる手法です。

また、リスクアセスメントは、法令では「危険性又は有害性等の調査」と定義されます。リスクアセスメントに基づき、効果的なリスク低減措置をその優先順位を含めて決定し、実施します。リスクアセスメントの流れは、次のとおりです。

① 危険性・有害性の洗い出し：作業場所や作業方法にひそむ危険性、有害性を見つけ出すこと。
② 危険性・有害性の程度（リスク）の見積もり：災害発生の可能性と重篤度を見積もること。
③ リスクレベルの評価：見積もりをもとに評価すること。
④ リスクレベル低減措置：高いリスクレベルを下げる対策を検討・実施。

※　リスクとは、法第 28 条の２に規定されている「危険性又は有害性等」のことです。

(参考法令等) リスクアセスメント：法 28 の２、平成 18 年指針公示第１号

> 法 28 条の２　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。(以下省略)

(参考図書等) リスクアセスメントイラストシート（陸災防発行）

なお、法第 57 条の３に定める表示及び通知対象物によるリスクアセスメントについても、法令に基づき適切に実施しなければなりません。

> 法 57 条の３　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 57 条第１項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
> ２　事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
> ３　厚生労働大臣は、第 28 条第１項及び第３項に定めるもののほか、前２項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
> ４　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。
> ※　労働安全衛生法施行令第 18 条　法第 57 条第１項の政令で定める物は、次のとおりとする。
> １　別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあっては、粉状のものに限る。）

2　別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
3　別表第三第一号１から７までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号８に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

【労働安全衛生マネジメントシステム】

労働安全衛生マネジメントシステムは、品質や環境の ISO と同様に、事業場が経営の一環として労働災害防止に取り組むための仕組みです。国際的な取組であり、通常 OSHMS（Occupational Safety and Health Management System）と略称で呼ばれています。

協会では、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムのガイドラインを作成していますが、これは RIKMS（リクムス）という愛称で呼ばれています。

労働安全衛生マネジメントシステムは、厚生労働省の指針で次のように定義されています。

事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

①　「安全衛生方針」の表明
②　危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づき講ずる措置
③　「安全衛生目標」の設定
④　「安全衛生計画」の作成、実施、評価及び改善（ＰＤＣＡサイクル）

（参考法令等）労働安全衛生マネジメントシステム：安衛則 24 の２
労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針：平成 11 年労働省告示第 53 号
（最終改正：令和元年厚労省告示第 54 号）

【運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムの一体的運用】

「運輸安全マネジメント」は輸送の安全の確保を、一方「労働安全衛生マネジメントシステム」は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。

「運輸安全マネジメント」と「労働安全衛生マネジメントシステム」は、各項目の呼び方、表現、解釈に微妙な違いはあるものの、いずれも事業場の安全水準の向上を目指して、Ｐ（計画）－Ｄ（実施）－Ｃ（評価）－Ａ（改善）のサイクルを回す管理手法であり、一体的かつ効率的に実施することが可能です。

この取組に当たっては、陸災防ホームページから「陸運事業者のための安全マネジメントガイド（（一社）全日本トラック協会、陸災防)」をご覧いただき、参考にしてください。



20XX年度 運輸安全（労働安全衛生）管理方針（例）

【運輸安全マネジメント：労働安全衛生マネジメント】

○○運送株式会社

20XX年4月1日～20XX年3月31日

基本方針

お客様に信頼いただける輸送の安全は、経営の根幹であり、従業員の安全と健康は企業活動に重要であることから、一人ひとりの協力を得て事故・災害・疾病のない明るい職場づくりに邁進する



- 安全衛生管理体制の強化とマネジメントシステムの活性化により全従業員が安全意識の高揚を図る
- KY・ヒヤリハット活動と4S活動の定着によりリスクアセスメント取組みを強化する
- 荷主・協力会社との密な連絡体制による安全適正な運行計画と安全運転の徹底
- 労働時間の適正管理と健康管理でストレスのない明るい職場環境の確立

目標

【安 全】交通事故 ゼロ　労働災害 ゼロ

【衛 生】健康診断100%受診　有所見者100%再診

スローガン

【安 全】職場4Sの徹底とルールの遵守で
事故・災害ゼロを達成しよう！

【衛 生】生活習慣の改善と健診チェックで
健康で明るい職場をつくろう！

社内周知方法

- 「安全衛生管理方針」を社内に掲示し従業員に周知徹底します
- 社内教育講習会等で周知指導を行います

社内意見交換方法

- 「安全衛生委員会」を毎月1回開催し委員との協議を行います
- 「職場安全衛生推進会議」を毎月1回開催し意見交換を行います

	発生件数（4月～3月）	主な原因と特徴		発生件数（4月～　月）	反省事項と改善方法
前年実績	■自動車事故 ＊人身事故　件（無責　件） ＊物損事故　件（無責　件） ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故　件（無責　件） ■労働災害 ＊休　業　件 ＊不　休　件		今年実績	■自動車事故 ＊人身事故　件（無責　件） ＊物損事故　件（無責　件） ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故　件（無責　件） ■労働災害 ＊休　業　件 ＊不　休　件	

安全衛生推進計画

※取り組み状況等により改善措置等必要な対策を立てた時は計画の見直しを行います

期中で評価する欄を設けます。

	重点施策	具体的取り組み事項	推進者	実施計画 4	5	6	7	8	9	上期評価	10	11	12	1	2	3	下期評価
安全衛生共通	1. 安全衛生管理方針・推進計画の作成	・○○年度安全衛生管理方針・推進計画	安衛推進者	○												○	
	2. 安全衛生委員会の開催	・毎月1回	事務局	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	3. 職場安全衛生推進会議	・毎月1回	事務局	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
安全（交通事故・労働災害）	1. 交通事故防止	①適正な乗務員点呼の完全実施	運行管理者	●	→	→	→	→	→		●	→	→	→	→	→	
		②ヒヤリハット事例の取組み報告（強化月間　6月　2月）	交通労災管理	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	●	○	
		③交通危険予知活動（交通KY活動）の研修	交通労災管理			○						○					
		④運転記録証明書取得による指導	運行管理者	●													
	2. 荷役作業災害防止	①ヒヤリハット事例の取組み報告（強化月間　6月　2月）	荷役災害担当	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	●	○	
		②災害事例研究と危険予知（KY）活動の研修	荷役災害担当		○								○				
	3. リスクアセスメントによる作業手順書の作成と見直し	①リスクアセスメント研修	安衛推進者		○						○						
		②新規作業手順書の作成と現行手順書の見直し	荷役災害担当			○			○				○			○	
		③フォークリフト作業計画書の作成と見直し	荷役災害担当			○			○				○			○	
	4. 安全衛生教育の実施	①運転者に対する指導・監督教育（国土交通省告示第1366号） ※指導・監督教育の実施内容年間計画は別紙による	運行管理者	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
		②特定運転者に対する特別指導（事故惹起者・初任・高齢者）随時	運行管理者	●	→	→	→	→	→		●	→	→	→	→	→	
		③交通労災防止担当管理者講習の受講	交通労災管理				○					○					
		④荷役災害防止担当者講習の受講	荷役災害担当				○								○		
		⑤作業指揮者講習の受講	荷役災害担当													○	
		⑥フォークリフト従事者に対する講習の受講	荷役災害担当										○				
衛生	1. 健康管理と過重労働・メンタルヘルス対策の推進	①健康診断の全従業員完全実施（特定業務従事者は年2回含む）	安衛推進者		●							○					
		②健診結果に基づくフォロー指導	安衛推進者				○							○			
		③過重労働の点検とメンタルヘルスチェック	安衛推進者			○			○				○			○	
	2. 快適職場に向けた環境の改善	①職場パトロールによる不適事項の把握と改善	安衛推進者		○		○		○			○		○		○	
強化運動・行事等	1. 安全衛生大会の開催	・全従業員の安全衛生意識の高揚と安全衛生表彰	事務局				○										
	2. 春秋の全国交通安全運動	・主旨の徹底（朝礼時）と個別指導	事務局	○							○						
	3. 全国安全週間（7．1～7）	・全従業員の安全衛生意識の高揚・特別安全朝礼	事務局				○										
	4. 全国労働衛生週間（10．1～7）	・腰痛予防の研修会開催	事務局						○		○						
	5. 夏期・年末・年始労働災害防止強調運動	・「職場の自主点検表」による自主点検と職場の巡回パトロール	事務局				●						●	○			
	6. 陸災防「安全衛生標語」の募集	・全従業員取組による応募	事務局	●											○	○	

20**年度目標達成状況

※今年度の目標達成状況を分析し、次年度の「目標・推進計画」に反映させ、計画的かつ継続的に取組みを行います

	目標	結果と目標達成状況		今年度目標結果の評価
【安 全】	・交通事故 ゼロ ・労働災害 ゼロ	・交通事故 ○件（人身△件　物損△件） ・労働災害 ゼロ	未達成 達　成	
【衛 生】	・健康診断100%受診 ・有所見者100%再診	・健康診断100%受診 ・有所見者　○人　再診△人　未再診△人	達　成 未達成	

第３章　安全衛生教育

第１節　安全衛生教育

（安全衛生教育の種類）

第 11 条　会員が行う安全衛生教育は、次のとおりとし、各教育の対象者等は次条以降に定める。

(1)　従業員の就業に当たっての安全衛生教育

ア　雇入れ時教育

従業員を雇い入れたとき、当該従業員に対して行うもの

イ　作業内容変更時教育

従業員の作業内容を変更したとき、当該従業員に対して行うもの

(2)　特別教育

危険又は有害な業務に就かせるとき、当該従業員に対して行うもの

(3)　危険有害業務従事者安全衛生教育

危険又は有害な業務に就いている従業員に対して必要な時期に行うもの

(4)　能力向上教育

安全管理者、衛生管理者、作業主任者等安全衛生業務従事者に対し必要な時期に行うもの

(5)　作業指揮者教育

第９条第１項各号の作業指揮者に対して行うもの

(6)　その他の安全衛生教育

ア　荷役災害防止担当者教育

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年３月 25 日基発 0325 第１号。以下「荷役ガイドライン」という。）により指名することとされている「荷役災害防止担当者」に対して行うもの

イ　荷役作業従事者教育

荷役ガイドラインで実施することとされている「荷役作業従事者」に対して行うもの

ウ　交通労働災害防止担当管理者教育等

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年４月３日基発第 0403001 号）により選任することとされている、交通労働災害防止に関係する管理者に対して行うもの及び自動車運転の業務に従事する従業員に対して行うもの

エ　腰痛予防管理者教育等

長時間の車両運転の作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者を直接管理監督する者に対して行うもの及び対象作業従事者に対して行うもの

＜解　説＞

【安全衛生教育】

陸運業に関係する安全衛生教育は、表のとおりです。これらの安全衛生教育は、それぞれの事業場で自ら実施するほか、協会その他の労働災害防止団体等が実施する教育又は講習を利用して行います。安全衛生教育を行う場合には、①教育対象、②教育実施の時期、③教育内容、④教育方法を定めた安全衛生教育計画を作成するものとします。

表　安全衛生教育

名　称	内容
雇入れ時安全衛生教育 作業変更時安全衛生教育	・従業員を雇い入れたときに行わなければならない。 ・従業員の作業内容を変更したときに行わなければならない。
特別教育	危険又は有害な業務に就かせるときに行わなければならない。 ①　最大荷重１トン未満のフォークリフト等の運転業務 ②　つり上げ荷重が５トン未満のクレーン等の運転の業務 ③　つり上げ荷重が１トン未満の移動式クレーンの運転の業務 ④　つり上げ荷重が５トン以上の跨線テルハの運転の業務 ⑤　つり上げ荷重が１トン未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務 ⑥　酸素欠乏危険作業に係る業務 ⑦　自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機械を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務 ⑧　高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 ⑨　テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は 当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）
危険有害業務従事者安全衛生教育	危険又は有害な業務に現に就いている従業員に定期に行うもの。 ①　クレーン又は移動式クレーンの運転の業務 ②　フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務 ③　玉掛けの業務
能力向上教育	安全管理者、衛生管理者、作業主任者等で安全衛生業務に従事している者に対し必要な時期に行うもの。
作業指揮者教育	「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」等に対して行うもの。
荷役災害防止担当者教育 荷役作業従事者教育 交通労働災害防止担当管理者教育等 腰痛予防管理者教育等	・荷役作業の安全対策ガイドライン(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」。)により指名することとされている荷役災害防止担当者に対して行うもの ・荷役ガイドラインで実施することとされている荷役作業従事者 に対して行うもの ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年４月３日基発第 0403001 号）により選任することとされている、交通労働災害防止に関係する管理者に対して行うもの及び自動車運転の業務に従事する従業員に対して行うもの ・長時間の車両運転の作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者を直接管理監督する者に対して行うもの

(参考法令等)

・安全衛生教育の実施：法 59、19 の 2、60 の 2

・雇い入れ時等の教育の実施と教育事項：安衛則 35

・交通労働災害防止担当管理者教育：平 13．３.30 基発 236

・腰痛予防対策に関する労働衛生教育：平７．３.22 基発 136

（雇入れ時教育及び作業内容変更時教育）

第 12 条　会員は、従業員を雇い入れ、又は従業員の作業内容を変更したときは、当該従業員に対し、遅滞なく、当該従業員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について教育を行わなければならない。

（特別教育）

第 13 条　会員は、従業員を次の各号に掲げる業務に就かせるときは、当該従業員に対して特別教育を行わなければならない。

(1)　最大荷重が１トン未満のフォークリフト又はショベルローダー若しくはフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

(2)　つり上げ荷重が５トン未満のクレーン又はデリックの運転の業務

(3)　つり上げ荷重が１トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

(4)　つり上げ荷重が５トン以上の跨線テルハの運転の業務

(5)　つり上げ荷重が１トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

(6)　酸素欠乏危険作業に係る業務

(7)　自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機械を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務

(8) 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

(9) テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は 当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

第 13 条の２　会員である作業従事者（作業従事役員等）は、従業員と同一の場所において前条各号に掲げる業務を自ら行うときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を受けなければならない。

第 14 条　第 13 条第１号から第５号まで及び第７号から第９号までの業務に係る特別教育にあっては、学科教育及び実技教育により、同条第６号の業務に係る特別教育にあっては、学科教育により、それぞれ法令等の定めに従って行わなければならない。

＜解　説＞

【雇入れ時教育及び作業内容変更時教育】

1　従業員を雇入れたときは、次の項目についての教育を行う必要があります。

① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

③ 作業手順に関すること。

④ 作業開始時の点検に関すること。

⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

⑥ 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。

⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

（注）十分な知識、技能を有していると認められる従業員に対しては、全部又は一部教育を省略することができます。

2　作業内容の変更をしたときも同様の教育を行う必要があります。

（参考法令）雇入れ時等の教育：法 59、安衛則 35

（参考図書）陸運業で働く人のはじめての安全と健康（雇入れ時等の安全衛生教育テキスト）（陸災防発行）

【特別教育】

1　危険・有害な業務で法令で定められた業務に従業員を就かせるときは、法令で定められたカリキュラムに従った安全衛生教育を実施しなければなりません。

陸運業では、災防規程第 13 条の(1)～(6)、(8)、(9)の業務が特別教育の対象と考えられます。

2　特別教育は、陸災防支部等の外部教育機関等で実施されている場合が多いので、これらの機関等を利用することが一般的です。

3　特別教育の対象となる業務に関連し、上級の資格（免許又は技能講習修了）を有する者、他の事業場において当該業務に関し、既に特別教育を受けた者、当該業務に関し職業訓練を受けた者等は、特別教育の科目の全部又は一部について省略することができます。

4　作業従事役員等（※）は、従業員と同一の場所において特別教育を必要とする業務を自ら行うときは、当該業務に関する安全教育又は衛生のための特別教育を受けなければなりません。

※作業従事役員等とは、常時 300 人以下の労働者を使用する事業者又は個人事業者のことです。

（参考法令）特別教育を必要とする業務：安衛則 36

特別教育の記録の作成：安衛則 38

特別教育の細目：安衛則 39

安全衛生教育：法 59

安全衛生教育規程：昭 47．9．30 告示 92

クレーン取扱い業務等特別教育規程：昭 47．9．30 告示 118

（危険有害業務従事者安全衛生教育）

第 15 条　会員は、従業員が次の各号に掲げる業務に従事することとなった後、概ね５年を経過するごとに危険有害業務従事者安全衛生教育（定期）を行うものとする。

(1)　クレーン又は移動式クレーンの運転の業務

(2)　フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務

(3)　玉掛けの業務

２　会員は、前項に掲げる業務に係る機械設備等が新たなものに変わる場合は、当該業務に従事している者に対し、危険有害業務従事者安全衛生教育（随時）を行うものとする。

（能力向上教育）

第 16 条　会員は、次の各号に掲げる者を選任したときは、各号の括弧内の時期に能力向上教育を行うものとする。なお、「初任時」は当該業務に従事する際に行う初任時教育、「定期」は概ね５年を経過するごとに定期的に行う定期教育、「随時」は当該業務に係る機械設備等に大幅な変更があった場合に行う随時教育をいうものとする。

(1)　安全管理者（定期、随時）

(2)　衛生管理者（初任時、定期、随時）

(3)　安全衛生推進者（初任時、安全衛生推進者養成講習を修了した者を除く。）

(4)　はい作業主任者（定期、随時）

(5)　酸素欠乏危険作業主任者（定期、随時）

第 17 条　削除

第 18 条　削除

（作業指揮者教育）

第 19 条　会員は、第９条第１項第１号及び第２号の作業の指揮を作業指揮者に行わせるときは、次の教育を行うものとする。

(1)　車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

(2)　積卸し作業指揮者教育

第２節　教育計画等

（安全衛生教育計画）

第 20 条　会員は、第 11 条各号の安全衛生教育について次の各号に掲げる事項を定めた計画を作成するものとする。

(1)　教育対象

(2)　教育実施の時期

(3)　教育内容

(4)　教育方法

（教育の実施）

第 21 条　この章に定める安全衛生教育は、会員自ら実施するほか、協会その他の労働災害防止団体等が行う教育又は講習をもって充足させるものとする。

＜解　説＞

【危険有害業務従事者安全衛生教育】

1　労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険または有害な業務に従事している従業員に対して、定期（又は随時）に安全衛生教育を行うことが法令で求められています。

2　この教育は、陸運業の場合は災防規程第 15 条の(1)～(3)の業務が該当すると考えられます。概ね５年ごとに実施します。「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」等としてそのカリキュラムが指針の別表で示されています。

(参考法令等)・安全衛生教育：法 60 の２

・危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針：平１．５．22 公示１、最新　令３．３.17 公示６

(参考図書) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育テキスト（陸災防発行）

酸素欠乏危険作業特別教育規程：昭 47．９.30 告示 132

【能力向上教育】

1　労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者等安全衛生業務従事者に対して、定期（又は随時）にその能力を向上させるために安全衛生教育を行うことが法令で求められています。

2　能力向上教育は、陸運業の場合は災防規程第 16 条の(1)～(5)の業務が該当すると考えられます。初任時、定期又は随時に実施します。

3　安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者については、そのカリキュラム等が厚生労働省の通達で示されています。

(参考法令等)

安全管理者等に対する教育等：法 19 の２

能力向上教育指針：平１．５.22 公示１、平 18．３.31 公示５

陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）：平 13．７.24　基発 665

衛生管理者能力向上教育（初任時、定期又は随時）：平６．２.17　基発 82

陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）：平２．３.15　基発 130

【作業指揮者教育】

1　作業に起因して労働災害が発生する場合があります。これらのうち特に災害発生の危険性が高いものについては、作業指揮者を選任し、その指揮のもとに作業を行うことが法令で義務付けられています。これらの作業指揮者に対して安全衛生教育を実施する場合のカリキュラム等は厚生労働省の通達で示されています。

2　陸運業関係では、災防規程の第 19 条の(1)(2)があります。

3　これら作業指揮者に対する教育を行う場合の講師を養成する講習会を、協会で実施しています。

(参考法令等) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育：平４.12.11　基発 650

積卸し作業指揮者教育：昭 60．３.13　基発 133

(参考図書) 作業指揮者必携 ＜安全教育テキスト＞ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」(陸災防発行)

【安全衛生教育計画】

安全衛生教育の実施に当たっては、災防規程 20 条の各項目を含んだ安全衛生年間計画を作成して実施するようにします。

(参考法令等) 安全衛生教育及び研修の推進について：平３．１.21 基発 39（最終改正 平 31．３.28 基発 0328 第 28 号）

第４章　快適な職場環境の形成

（快適な職場環境の形成）

第 22 条　会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。

(1)　作業環境を快適な状態に維持管理すること。

(2)　従業員の従事する作業について、その方法を改善すること。

(3)　作業に従事することによる従業員の疲労を回復するための施設又は設備を設置又は整備すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置を講ずること。

第 22 条の２　会員は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

＜解　説＞

【快適職場】

1　労働安全衛生法では、その第１条で目的を次のように規定しています。

（目的）
第１条　この法律は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

このように、快適な職場環境の形成は、労働安全衛生法の大きな目的ともなっています。

2　快適職場を形成するために実施するよう努めるべき措置は、災防規程 22 条の(1)～(4)のとおりです。これは、法 71 の２の措置と同じです。

3　高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

【快適職場の指針】

快適な職場環境を形成するための措置を行う際の具体的な取組は、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を参考にします。

また、陸運業については、「陸上貨物運送事業における快適職場形成の推進について」（平 10．７．15 基安発第 17 号、改正 平 16．５．13 基安発第 0513001 号）を参考にして取り組むようにします。

【陸運業における高年齢者の労働災害の防止対策】

高年齢者の災害防止は、特別扱いではなく、誰もが安全に働ける職場づくりです。

加齢に伴う「見えにくさ」「つまずきやすさ」「暑さへの気づきにくさ」「無理姿勢による視線」を前提に、作業方法を見直しましょう。

陸運業における重点的な４つのリスク

①転倒災害
- 荷台・プラットフォーム・倉庫通路の段差や滑りやすい床に注意。
- 照度確保、段差解消、手すり、防滑対策を優先。
- 「少しの段差なら大丈夫」という思い込みをなくす。

②フォークリフトとの接触
- 歩行者動線と歩行経路を分離し、見通しを改善。
- 警報音・ハイライトは見えやすく聞き取りやすく。
- 注意力・判断力の低下を前提にルールを単純化。

③腰痛・重量物取扱い
- 人力取扱重量を減らし、リフト・補助部を活用。
- 荷の小口化、持ち替え回数の削減。
- 作業台を設置し、不自然な前かがみ姿勢を無くす。

④熱中症
- 高年齢者は暑さや脱水に気づきにくい。
- 涼しい休憩場所、始業時の体調確認。
- WBCT 管理、空調服、ウェアラブル活用も有効。

【高年齢者の労働災害の防止のための指針】

高年齢者の労働災害の防止のための措置を行う際の具体的な取組は、令和８年２月 10 日「高年齢者の労働災害防止のための指針」に関する公示（高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）を参考にします。（下線部分は、陸運業において、特に重要な事項です。）

概要

第１　趣旨

労働安全衛生法第 62 条の２第２項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第２　事業者が講ずべき措置

以下の１～５に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

１　安全衛生管理体制の確立等

◉　経営トップによる方針表明及び体制

・整備 ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。

・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。

◉　高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

・高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の２～５を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

２　職場環境の改善

◉　身体機能の低下を補う設備・装置の導入

・高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。

◉　高年齢者の特性を考慮した作業管理

・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

３　高年齢者の健康や体力の状況の把握

◉　健康状況の把握

・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。

◉　体力の状況の把握

・高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

◉　健康や体力の状況に関する情報の取扱い

・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

４　高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

◉　個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

◉　高年齢者の状況に応じた業務の提供

・高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。

・高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏

まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。

・高年齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。

◉　心身両面にわたる健康保持増進措置

・集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5　安全衛生教育

◉　高年齢者に対する教育

・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

◉　管理監督者等に対する教育

・管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第３　労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取 組を進めること。

第４　国、 関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

（参考法令等）快適職場：法１

事業者の講ずる措置：法 71 の２

高年齢者の労働災害防止のための措置：法 62 の２

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針：平４．７．１労働省告示第 59 号（改正平９．９.25 労働省告示第 104 号）

都道府県労働局長の認定：法 71 の４、安衛則 61 の３

第５章　安全基準

第１節　通則

（荷役作業の安全）

第 23 条　会員は、運送の都度、従業員が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認をすること。

２　荷役作業の有無及びその内容の確認は、荷役ガイドラインで示された「安全作業連絡書」により行うものとする。

（注文者の講ずべき措置等）

第 23 条の２　会員は、その請負人（仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下この条において同じ。）に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反することとなる指示をしてはならない。

２　会員は、その請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

３　会員は、その請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反していると認めたときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

（混在作業による労働災害の防止）

第 23 条の３　作業を自ら行う事業者であって、作業を行う場所を管理する事業者（以下「作業場所管理事業者」という。）である会員は、その管理する一の場所において、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。）及びその全ての請負人の作業従事者のいずれかが、次の各号に掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

(1) 移動式クレーンの運転の業務
(2) フォークリフトの運転の業務
(3) ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
(4) 揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
(5) 第８条第１項に規定する作業主任者を選任する業務
(6) 第９条第１項に規定する作業の指揮者を定める業務
(7) 第 13 条第６号から第９号までに掲げる業務に係る特別教育を要する業務
(8) 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
(9) 法令により定期に実施する検査、補修等の業務

２　前項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行う会員は、当該場所において同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

＜解　説＞

【荷役作業の安全】

1　運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認するようにします。

2　確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認する必要があります。

（参考法令等）荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整:荷役ガイドライン第 2 の 4(2)

【注文者の講ずべき措置等】

1　請負人（仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人も含めます。以下同じ。）に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反することとなる指示をしてはなりません。

2　請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反しないよう必要な指導を行う必要があります。

3　請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反していると認めたときは、是正のため必要な指示を行う必要があります。

（参考法令）元方事業者の講ずべき措置等：法 29
　　違法な指示の禁止：法 31 の４

【混在作業による労働災害の防止】

1　作業場所管理事業者は、その管理する「一の場所」において、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。以下同じ。）及びその全ての請負人の作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等に係る作業を行う場合、、随時、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行わなければなりません。

2　作業場所管理事業者の請負人として「一の場所」で仕事を自ら行う場合には、講じられた措置に応じて、必要な措置を講じなければなりません。

3　上記１の場合を除き、作業場所管理事業者は、その管理する「一の場所」において、その従業員である作業従事者及び当該「一の場所」において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、随時、作業場所管理事業者と他の事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行う必要があります。

4　作業場所管理事業者がいない「一の場所」においては、その作業従事者及び当該「一の場所」において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行う必要があります。

5　上記３の場合において、作業場所管理事業者の作業従事者及び当該「一の場所」において他の事業を行う者に係る作業従事者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講じる必要があります。

6　上記３又は４の場合において、作業場所管理事業者等が講じた措置に応じて、従業員である作業従事者に必要な事項を守らせる必要があります。

（参考法令）作業場所管理事業者の講ずべき措置：法 30 の４
　　請負人の講ずべき措置等：法 32
　　作業場所管理事業者等の講ずべき措置：安衛則 643 の 12

第 23 条の４　作業場所管理事業者である会員は、前条第１項の場合を除き、その管理する一の場所において、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。）及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者である会員と他の事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。

２　会員は、作業場所管理事業者がいない一の場所において、その作業従事者及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に従業員がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。

３　第１項の場合において、作業場所管理事業者以外の会員は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。

４　会員は、第１項又は第２項の場合において、その従業員である作業従事者に前３項の規定により講じられる措置に応じて、必要な事項を守らせるものとする。

＜解　説＞

【混在作業による労働災害の防止のポイント】

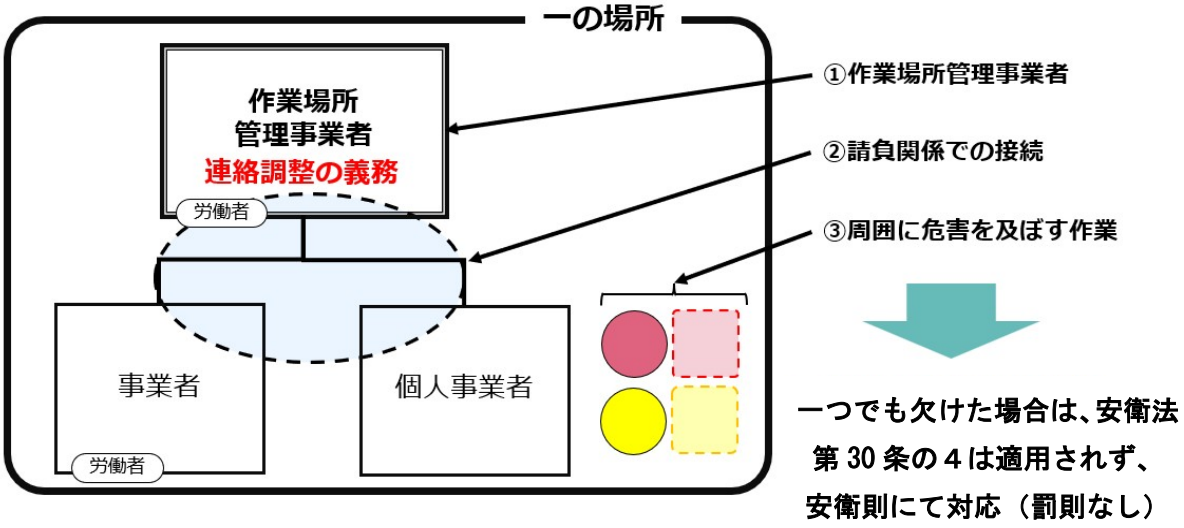
1　作業場所を管理する事業者による労働災害防止のための措置の実施[施行期日:令和９年４月１日]（労働安全衛生法第 30 条の４（新設））

業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬出・搬入作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に対して、労働災害を防止するため、作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが新たに創設されます。

“作業場所管理事業者が管理する場所”に立ち入る者による作業であっても、当該作業場所管理事業者との間が請負関係でない場合には、安衛法第 30 条の４の対象にはなりません。「請負人」について、仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものです。

対象になる「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業」は、陸運業に関連性が深い主なものとして、①フォークリフト、移動式クレーン、クレーン、玉掛け、テールゲートリフターなどの各作業、②はい作業主任者が必要となる作業、③車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者が必要となる作業、④トラックによる荷の搬入・搬出業務、⑤フォークリフト等の定期検査、補修等の業務があります。

連絡及び調整は、会議、書面、電子的手段その他適切な方法により行う必要があります。



2　労働安全衛生法第 30 条の４が適用されない場合の措置［令和９年４月１日施行］（労働安全衛生規則第 643 条の 12（新設））

第 30 条の４が適用されない混在作業においても、当該作業により労働災害が生ずるおそれがあることから、労働安全衛生規則第 643 条の 12 が適用されます。

作業場所管理事業者が安全確保のために作業時間の変更や作業区域の区分、立入制限、人や車両の動線の指定などを行った場合には、それに合わせて自らの作業方法を見直したり、作業手順を変更したりするなど、必要な措置を講じなければなりません。

作業場所管理事業者がいない一の場所においては、随時、当該他の事業を行うものと相互に連絡及び調整を行うようにしてください。

（作業計画）

第 23 条の５　会員は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業場所の広さ及び地形、使用する車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の重量、種類及び形状等に適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならない。

２　前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路並びに当該車両系荷役運搬機械等による作業方法及び作業時間が示されているものでなければならない。

３　会員は、第１項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係従業員に周知させなければならない。

（車両系荷役運搬機械等作業指揮者）

第 24 条　会員は、第９条第１項第１号に掲げる作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等作業指揮者に、前条第１項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

（積卸し作業指揮者）

第 25 条　会員は、第９条第１項第２号に掲げる作業を行うときは、積卸し作業指揮者に次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。

(1)　作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、当該作業を直接指揮すること。

(2)　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

(3)　当該作業を行う箇所には、関係する作業従事者以外の者を立ち入らせないこと。

(4)　関係する作業従事者以外の者が作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

(5)　ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

(6)　第 39 条の昇降設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

（制限速度）

第 26 条　会員は、車両系荷役運搬機械等（最高速度が毎時 10 キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状況等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより従業員に作業を行わせなければならない。

（合図者）

第 27 条　会員は、従業員に共同作業を行わせるときは、合図者を定めて作業を行わせなければならない。

＜解　説＞

【作業計画】

1　フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、「作業場所の広さ・地形」等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければなりません。

2　車両系荷役運搬機械等とは、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリヤー、構内運搬車又は貨物自動車等をいいます。

（参考法令）作業計画の作成と内容：安衛則 151 の３

【車両系荷役運搬機械等作業指揮者】

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等作業指揮者を指名し、作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければなりません。

（参考法令）作業指揮者の指名と業務：安衛則 151 の４

【積卸し作業指揮者】

100 キログラム以上の荷を貨物自動車等に積卸しする作業を行うときは、積卸し作業指揮者を指名し、「作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、当該作業を直接指揮すること。」など法令で定められた業務を行わせなければなりません。

また、会員は、積卸し作業指揮者に、関係する作業従事者以外の者が作業を行う箇所に立ち入ることを禁止させ、その旨を見やすい箇所に表示（その他の方法も含む。）させなければなりません。

（参考法令）積卸し：安衛則 151 の 62、151 の 70、
作業指揮者の選任及び職務等：420

【制限速度】

車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、その適正な制限速度を定め、それにより従業員に作業を行わせなければなりません。

（参考法令）制限速度の決定等：安衛則 151 の５

【合図者】

従業員に共同作業を行わせるときは、合図者を定めて作業を行わせること。

（参考法令）車両系荷役運搬機械等の誘導の合図：安衛則 151 の８
クレーン、移動式クレーン、デリック運転の合図：クレーン則 25、71、111

（作業服装）

第 28 条　会員は、従業員に安全作業に適した服装で作業させるものとする。

（安全な履物の使用）

第 29 条　会員は、従業員に作業を行わせるときは、滑りやすい履物又は脱げやすい履物を使用させないものとする。

第 30 条　会員は、従業員にスクラップ、鋼材、石材、原木、ドラム缶の取扱いその他足を負傷するおそれのある作業を行わせるときは、安全靴その他安全な履物を使用させなければならない。

（保護帽の着用）

第 31 条　会員は、従業員に次の各号に掲げる作業を行わせるときは、墜落時保護用の保護帽を正しく着用させなければならない。

(1)　貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業
(2)　テールゲートリフターによる荷の積卸作業
(3)　はい作業
(4)　玉掛け作業
(5)　前各号のほか墜落又は物体の飛来若しくは落下の危険のある場所での作業

（通路及び作業場の床面）

第 32 条　会員は、作業場内通路及び作業場の床面については、次の各号に掲げるところにより、安全な状態とし、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

(1)　通路及び床面は、つまずき、滑り、踏抜き等の危険のない状態とし、かつ、通路面から高さ 1.8 メートル以内に障害物を置かないこと。
(2)　通路には、正常の通行又は作業を妨げない程度に採光又は照明の方法を講ずること。
(3)　コンベヤー等の機械間又はこれらと他の設備との間に設ける通路は、幅 80 センチメートル以上とすること。
(4)　高さが２メートル以上の箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
(5)　高さ又は深さが 1.5 メートルを超える箇所には、作業従事者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが著しく困難なときは、この限りではない。

＜解　説＞

【作業服装】

従業員に安全作業に適した服装で作業させます。

【履物の着用】

作業に応じ、安全靴その他安全な履物を使用させます。

【保護帽の着用】

２トン以上の貨物自動車の荷の積卸し作業、テールゲートリフターによる荷の積卸し作業、はい作業、玉掛け作業については保護帽の着用が法令で定められています。

法令で着用が定められている作業以外でも、災防規程では墜落、飛来・落下の危険がある場所での作業では、「墜落時保護用」の保護帽を着用するように定めています。

「墜落時保護用」及び「飛来・落下物用」の保護帽の機能は次の表のとおりです。使用区分ごとに我が国の検定があり、検定に合格した保護帽を正しく着用させなければなりません。なお、「墜落時保護用」に検定合格した保護帽は「飛来・落下物用」の検定にも合格しています。

使用区分	機能
飛来・落下物用	上方からの物体の飛来、または落下による危険を防止、または軽減するためのもの
墜落時保護用	墜落による危険を防止、または軽減するためのもの

（参考法令）

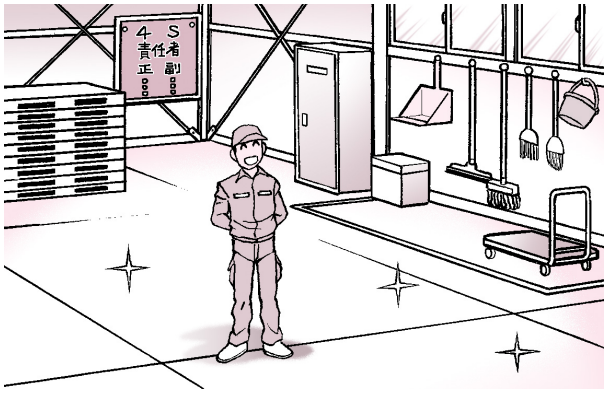
保護帽の着用：安衛則 151 の 74、435（荷台、はい等からの墜落による危険及び物体の飛来落下による危険防止のため、法 42 の規定に基づく「保護帽の規格（昭和 50 年労働省告示第 66 号)」に適合し、型式検定に合格した保護帽を着用させる必要がある。）

【通路及び作業場の床面】

1　安全な状態とし、かつ、これを常時有効に保持すること。また、適切な採光、照明の確保も必要となります。

2　高さが２メートル以上の箇所には、囲い、手すり、覆い等を設ける必要があります。

3　高さ又は深さが 1.5 メートルを超える箇所には、作業従事者が安全に昇降するための設備等を設ける必要があります。



（参考法令）

作業床の設置等：安衛則 519
昇降するための設備の設置等：安衛則 526
通路：安衛則 540
通路の照明：安衛則 541
屋内に設ける通路：安衛則 542
機械間等の通路：安衛則 543
作業場の床面：安衛則 544

（建築物貸与時の措置）

第 32 条の２　事業の用に供する建築物を貸与する会員は、貸与する建築物のうち貸与を受けた者が共有で使用する部分において、前条各号の措置を講じなければならない。

＜解　説＞

【建築物貸与時の措置】

建築物を事業を行う者に貸与する者（※）は、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

建築物は、従来は事務所又は工場に限られていましたが、倉庫・物流センターのプラットフォーム等荷の搬入搬出場所や商業施設のバックヤード（バース、荷捌き場所、検品場所等）も含まれます。

建築物を他の事業者に貸与する者が講じなければならない、労働災害を防止するための必要な措置は、

① 通路等に関して、
- つまづき、滑り、踏抜き等の危険の防止
- 高さ１．８メートル以内の障害物の設置防止
- 採光又は照明による照度の確保
- 用途に応じた設備間の通路の幅の確保

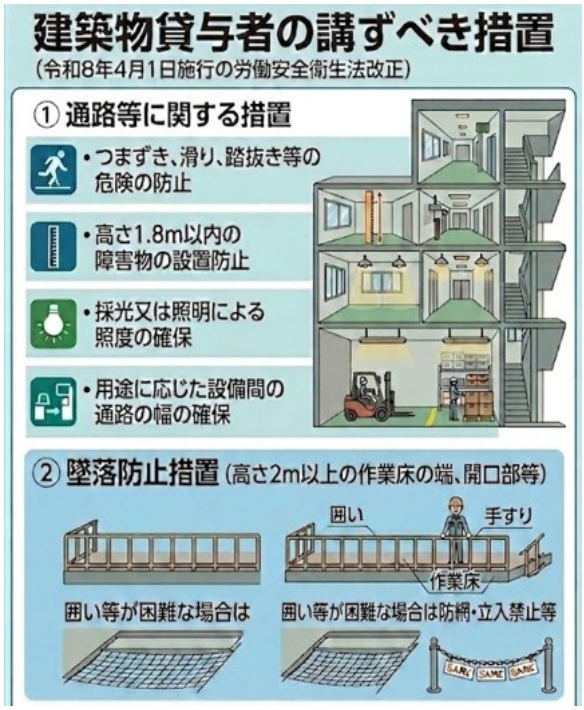
② 高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等に、囲い、手すりなどの墜落防止措置
囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網の設置、立入禁止区域の設定等の措置

③ 高さ又は深さが１．５メートルを超える箇所における昇降設備の設置

等です。

建築物の貸与を受ける際には、これらの措置が施されているかどうかを確認することが大切です。

※　当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除く。



（参考法令）

建築物貸与者の講ずべき措置：法 34

（定期自主検査）

第 33 条　会員は、次の各号に掲げる機械については、１年を超えない期間ごと及び１月を超えない期間ごとに１回、それぞれ定期に自主検査を行わなければならない。

(1)　フォークリフト

(2)　ショベルローダー等

(3)　クレーン、移動式クレーン及びデリックで、つり上げ荷重が 0.5 トン以上のもの（以下「クレーン等」という。）

２　前項第１号に係る１年を超えない期間ごとに行う自主検査は、特定自主検査とし、法令で定める資格を有する者又は検査業者に、法令に定める基準に従って行わせなければならない。

３　会員は、第１項の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを３年間保存しなければならない。

（作業開始前点検）

第 34 条　会員は、従業員に次の各号に掲げる機械器具を用いて作業を行わせるときは、作業を開始する前に、当該機械器具の異常の有無を点検させなければならない。

(1)　車両系荷役運搬機械等（当該車両に装着されている荷役装置を含む。）

(2)　クレーン等

(3)　コンベヤー

(4)　玉掛け用具

(5)　手車、手押車及びコロ等

(6)　ロールボックスパレット

(7)　繊維ロープ、ワイヤロープ等荷掛け用具及びロープ掛け金具

(8)　フレキシブルコンテナのつりロープ又はつりベルト（以下「つりロープ等」という。）

(9)　手かぎ、とび等の補助具

２　会員は、前項各号の機械器具についてそれぞれの点検基準を定め、当該基準に基づいて点検するものとする。

３　会員は、クレーン等を点検し、又は整備するときは、点検中又は整備中である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（補修等）

第 35 条　会員は、第 33 条の定期自主検査及び前条の点検においてこれらの規定に規定する機械器具に異常を認めたときは、補修し、又は適切なものと取り換えた後でなければ従業員に使用させてはならない。

＜解　説＞

【定期自主検査】

機械は、定期的なメンテナンスが必要です。

フォークリフト、ショベルローダー、クレーン等については、年次及び月次の定期自主検査を行うことが法令で義務付けられています。

このうち、フォークリフトの年次定期自主検査は、「特定自主検査」として、法令で定める資格を有する者又は検査業者に、法令で定める基準に従って行わせなければなりません。

(参考法令)

定期自主検査を行うべき機械、検査者の資格、記録の保持等：法 45、令 15、安衛則 151 の 21～151 の 23、151 の 31～151 の 33、151 の 38～151 の 40、クレーン則 34～38、76～79、119～123

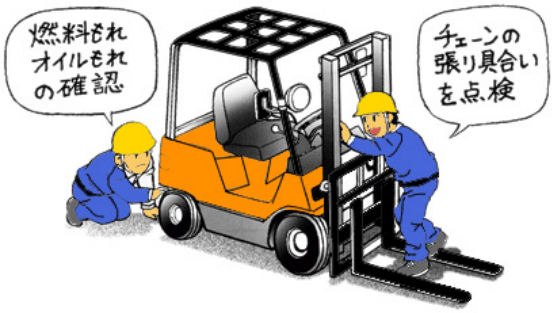
【作業開始前点検】

重大な災害に結びつきやすい機械・用具等は、その日の作業を開始する前に異常の有無等を点検しなければなりません。なお、点検する者は、その日の作業を行う者であることが望ましいですが、点検専門の従業員がいる場合は、この限りではありません。

(参考法令等)

○点検項目

フォークリフトの点検：安衛則 151 の 25
ショベルローダー等の点検：安衛則 151 の 34
構内運搬車の点検：安衛則 151 の 63
コンベヤーの点検：安衛則 151 の 82
荷掛用繊維ロープの点検：安衛則 151 の 69
クレーンの点検：クレーン則 36
移動式クレーンの点検：クレーン則 78
デリックの点検：クレーン則 121
ワイヤロープ等の玉掛け用具の点検：クレーン則 220
ロールボックスパレットの点検：荷役ガイドライン第２の２(3)
テールゲートリフターの点検：安衛則 151 の 75 第２号（貨物自動車の荷役装置として）



【補修等】

定期自主検査、作業開始前点検等において異常を認めた場合は、補修し、又は適切なものと取り換えなければ使用してはなりません。

(参考法令)

○機械器具の補修

フォークリフトの定期自主検査、点検：安衛則 151 の 26
ショベルローダー等の定期自主検査、点検：安衛則 151 の 35
構内運搬車の点検：安衛則 151 の 64
コンベヤーの点検：安衛則 151 の 83
クレーンの定期自主検査、点検：クレーン則 39
移動式クレーンの定期自主検査、点検：クレーン則 80
デリックの定期自主検査、点検：クレーン則 124
不適格な玉掛け用具の使用禁止：クレーン則 215～218

（危険物の荷役運搬作業）

第 36 条　会員は、危険物の荷役運搬作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　荷の種類、性状等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。また、当該物質の危険性を周知させること。

(2)　作業開始前に荷の状態を点検し、危険物の漏えい又は発散のおそれのないことを確認すること。

(3)　危険物の取扱いに習熟した従業員の配置に努めること。

(4)　荷は、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。

(5)　荷の容器又は包装が破損しないよう作業を慎重に行うこと。

(6)　作業中荷の容器又は包装が破損し、危険物が漏えいし、又は発散した場合の措置を定め、従業員に周知させること。

(7)　危険物をタンク自動車、タンク車、ドラム缶等に注入する設備又は危険物を収納するタンク自動車、タンク車、ドラム缶等の設備を使用する場合において静電気による爆発又は火災が生ずるおそれのあるときは、接地、除電剤の使用、湿気の付与、点火源となるおそれのない除電装置の使用等により静電気を除去する措置を講ずること。

２　会員は、荷役運搬作業を行っている場所に近接して危険物の荷が置かれているときは、当該荷に火気その他点火源となるものを接近させ、又は当該荷に従業員が接触しないよう慎重に作業を行わなければならない。

（安全作業マニュアル）

第 37 条　会員は、危険性の大きい作業又は頻度の高い作業について、安全作業マニュアルを作成し、安全な作業方法の徹底を図るものとする。

２　前項の安全作業マニュアルの作成に当たっては、第 10 条の２の規定に基づき「リスクアセスメント」を行うように努めるものとする。

（異常時の措置）

第 38 条　会員は、はい崩れ、危険有害物の漏えい、酸素欠乏等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、従業員を安全な場所に退避させる等必要な措置を講じなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第 38 条の２　会員は、高さが２メートル以上の箇所で作業を行わせる場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予測されるときは、当該作業を行わせてはならない。

＜解　説＞

【危険物の荷役運搬作業】

1　危険物の荷役運搬作業を行うときは、「荷の種類、性状等を確認し、これに適合した作業方法、危険性を従業員に指示すること。」など必要な措置を行わなければなりません。

2　タンクローリーによる運搬作業中における爆発火災災害等の防止については、厚生労働省通達（平11．11．12　基発652の２）を参照してください。

3　（一社）日本化学工業協会では、危険物等の運搬・移送時に物質の品名、性状、事故発生時の応急措置等を記載した「イエローカード」の携行を推進しています。荷主からイエローカードの提供があった場合には、必ず携行するようにしてください。

4　法57条の２による危険・有害物の通知は、一般に「安全データシート（ＳＤＳ）」により行われます。ＳＤＳに以下のような絵表示があった場合には、取扱いに注意してください。

			
爆発物 有機過酸化物　　など	可燃性・引火性ガス 引火性液体　　など	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体　　など	高圧ガス

（参考法令）

表示等：法57、安衛則33

文書の交付等：57の２、安衛則34の２の３、34の２の４

危険物を取り扱う作業の作業指揮者：安衛則257

ホースを用いる引火性の物の注入：安衛則258

危険物がある場所における火気等の使用禁止：安衛則279

静電気の除去：安衛則287

【安全作業マニュアル】

危険性の大きい作業等については、安全作業マニュアルを作成し、その徹底を図ることが効果的です。

また、作業マニュアルを作成する際や変更する際には、リスクアセスメントを実施し、より安全度の高いマニュアルとすることが大切です。

【異常時の措置】

はい崩れ、危険有害物の漏えい、酸素欠乏等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、従業員を安全な場所に退避させる等必要な異常時の措置を講じなければなりません。

（参考法令）

急迫した危険がある場合の措置：法25、安衛則274の２、四アルキル鉛則20、特化則23、酸欠則14

【悪天候時の作業禁止】

高さが２メートル以上の箇所で作業を行わせる場合には、悪天候により当該作業の実施について危険が予測されるときは、当該作業を行わせてはなりません。

（参考法令）

悪天候時の作業禁止：安衛則522

第２節　貨物自動車等の積卸作業

（昇降設備）

第 39 条　会員は、最大積載量が２トン以上の貨物自動車について、荷の積卸作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業並びにロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。以下同じ。）を行うときは、墜落による危険の生ずるおそれがない場合を除き、従業員が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するため、固定はしご、移動はしご等（以下「昇降設備」という。）を備え、従業員に使用させなければならない。

２　会員は、最大積載量が２トン未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用させること。

（飛乗り及び飛降りの禁止）

第 40 条　会員は、従業員に貨物自動車等への飛乗り又はこれからの飛降りをさせてはならない。

（積卸し作業）

第 41 条　会員は、従業員に荷を貨物自動車に積む作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　荷姿及び荷の重量並びに作業箇所の状況について、作業開始前に下見すること。

(2)　作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認するとともに、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから行うこと。

(3)　箱物は、その相互間にすき間がないように積むこと。

(4)　びん物は、プラスチックコンテナ、木わく等に入れ、又は当て物を用いること。

(5)　ケーブルドラム、鋼板コイル、大径鋼管、巻取紙等は、これらの口径に適応した歯止め等を用いて、確実に歯止めをすること。

(6)　ドラム缶等は、原則として立積みとすること。ただし、やむを得ず立積み以外とする場合は確実な歯止めをする等荷の移動を確実に防止すること。

(7)　鋼管、丸太等は２段以上に積むときは、目落し積みとし、かつ、歯止めをすること。ただし、丈夫で建て木を用いて外背積みとし、かつ、中締めをするときは、重ね積みをすることができる。

(8)　機械等の金属製の重量物は、台木、まくら、歯止め、当て木等を用いてその移動を防止する措置を講ずること。

(9)　フレキシブルコンテナ入りの荷は、２段積み以下とし、目落し積みとすること。

(10)　荷崩れし、又は移動するおそれがある荷は、繊維ロープ、ワイヤロープ等の用具により、荷台等に確実に固定すること。

第 42 条　会員は、従業員に荷を貨物自動車等から卸す作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　荷姿及び荷の重量並びに荷を卸す箇所の状況について、作業開始前に下見すること。

(2)　荷の下抜き又は中抜きをしないこと。

(3)　荷を投げ落さないこと。

＜解　説＞

【昇降設備】

最大積載量が２トン以上の貨物自動車において荷の積卸作業等を行うときは、墜落による危険の生ずるおそれがない場合を除き、はしご等の昇降設備を備え、従業員に使用させなければなりません。

最大積載量が２トン未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用させることとします。

（参考法令）

昇降設備の設置と使用：安衛則 151 の 67

【飛乗り及び飛降りの禁止】

従業員に貨物自動車等への飛乗り、飛降りをさせてはなりません。

【積卸し作業】

1　法第 35 条で「一の貨物で、重量が１トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。」の規定に留意する必要があります。なお、発送には事業場構内における荷の移動は含みません。また、発送しようとする者とは、最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者をいい、その途中における運送取扱者等は含みません。ただし、数個の貨物をまとめて重量が１トン以上の１個の貨物とした者は、最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者に該当します。

2　安衛則第 151 条の 66 で「事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない」とされ、構内での過積載での走行が禁止されています。

3　従業員に荷の積卸し作業を行わせるときは、「荷姿・荷の重量、作業箇所の状況を作業開始前に下見すること。作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認するとともに、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから行うこと。」など、安全の確保のために必要な事項を行わなければなりません。

（参考法令等）

積卸し：安衛則 151 の 70

中抜きの禁止：安衛則 151 の 71

墜落・転落災害の防止：荷役ガイドライン第２の２(2)



（補助具の使用）

第 43 条　会員は、従業員に手かぎ、とび等を用いて積卸し作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。

(1)　手かぎ、とび等が荷に完全に掛かっていることを確認すること。

(2)　切れやすい荷縄に手かぎを掛けないこと。

（繊維ロープの廃棄基準）

第 44 条　会員は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを荷掛けに使用してはならない。

(1)　ストランドが切断したもの

(2)　よりの戻りがなくなったもの

(3)　著しく変色し、かつ、継ぎ目のあるもの

(4)　著しい損傷又は腐食があるもの

（ワイヤロープの廃棄基準）

第 45 条　会員は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープを荷掛けに使用してはならない。

(1)　素線の切断が著しいもの

(2)　直径の減少が著しいもの

(3)　キンクしたもの

(4)　著しい形くずれ又は腐食があるもの

（ロープ掛け作業）

第 46 条　会員は、従業員にロープ掛け作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　作業を開始する前に荷が安定していることを確認し、不安定な荷があるときは、積み直しを行い、又は荷受台等を用いて安定させること。

(2)　大径鋼管、電柱等を荷受台を用いて 2 段以上に積むときは、下締め及び中締めをすること。

(3)　金属製の角物、箱物等ロープが損傷しやすい荷には、当て物を用いること。

(4)　荷の上でロープ掛けの補助作業をする者は、その背を運転台又は荷の中心に向けること。

（ロープ解き作業）

第 47 条　会員は、従業員にロープ解き作業を行わせるときは、作業を開始する前に落下するおそれのある荷の有無を確認させ、落下のおそれがあるときは、繊維ロープによる仮締め等の措置を講じさせなければならない。

＜解　説＞

【繊維ロープの廃棄基準】

繊維ロープは、災防規程 44 条に該当する場合は荷掛け等に使用してはなりません。

(参考法令)

本件廃棄基準　クレーン則 215 に準拠

不適格な繊維ロープの使用禁止　安衛則 151 の 68

【ロープ掛け作業】

従業員にロープ掛け作業を行わせるときは、「作業を開始する前に荷が安定していることを確認し、不安定な荷があるときは、積み直しを行い、又は荷受台等を用いて安定させること。」など安全の確保のために必要な事項を行わせなければなりません。

(参考法令)

積卸し（ロープ掛けの作業含む）：安衛則 151 の 70

【ロープ解き作業】

従業員にロープ解き作業を行わせるときは、作業を開始する前に落下するおそれのある荷の有無を確認させ、落下のおそれがあるときは、繊維ロープによる仮締め等の措置を講じさせなければなりません。

(参考法令)

積卸し（ロープ解きの作業含む）；安衛則 151 の 70

（その他の墜落・転落防止措置）

第 47 条の２　会員は、従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、墜落・転落災害を防止するため、第 39 条から第 47 条までに定める事項を行わせるほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと。

(2)　荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、できる限り地上から又は地上での作業とすること。

(3)　墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合には、当該墜落制止用器具を使用すること。

（転倒防止措置）

第 47 条の３　会員は、従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、転倒災害を防止するため、第 39 条から第 47 条に定める事項を行わせるほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

(2)　荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

(3)　荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

(4)　持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車を使用させること。

＜解　説＞

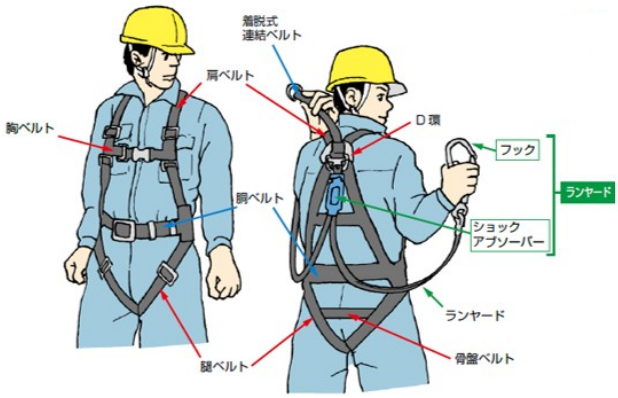
【その他の墜落・転落防止措置】

従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、「不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと。荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、できる限り地上から又は地上での作業とすること。」など墜落・転落災害を防止するために必要な事項を行わせなければなりません。

「墜落制止用器具」とは、平成 30 年６月の労働安全衛生規則改正以前には「安全帯」と呼ばれていたものです。

墜落制止用器具は、フルハーネス型を使うことが原則ですが、高さが 6.75 メートル以下の場所では胴ベルト型を使用することができます。

【フルハーネス型の墜落制止用器具】



(参考法令等)

墜落・転落災害の防止：荷役ガイドライン第２の２(2)

【転倒防止措置】

従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、「後ずさりでの作業はできる限りしないこと。荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。」など転倒災害を防止するために必要な事項を行わせなければなりません。

(参考法令等)

転倒災害の防止　荷役ガイドライン第２の２(4)

（テールゲートリフターによる荷の積卸作業）

第 47 条の４　会員は、従業員にテールゲートリフターによる荷の積卸作業を行わせるときは墜落・転落災害等を防止するため、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) テールゲートリフターの動作時は昇降板に搭乗しないこと。

(2) テールゲートリフターの最大荷重を遵守すること。

(3) できるだけ水平な場所で使用すること。

(4) ロールボックスパレット等（６輪台車、４輪台車及び台車を含む。以下同じ。）のキャスター付きの荷を取り扱うときは昇降板の下降時や地面接地時の運搬での逸走に注意すること。

(5) 荷台から昇降板に移動する時は必ず昇降板が荷台の高さにあることを確認すること。

(6) 作業開始前の地面接地時にキャスターストッパを展開すること。

(7) ロールボックスパレット等のキャスター付きの荷を取り扱う時は、脱輪防止のためにキャスターストッパに加えてサイドガードを装備した上で使用すること。

(8) キャスター車輪径がキャスターストッパ及びサイドガードに適合しているか確認すること。

(9) テールゲートリフターを操作する際は昇降板から離れて行うこと。また昇降板から目を離さないこと。

(10) 荷は昇降板のできる限り荷台寄りの左右中央部に配置すること。

(11) みだりに昇降板の端部に立たないこと。

(12) 荷台から昇降板にロールボックスパレット等を移動する場合、荷台側から押し、地面側を背にした移動（後ずさり）はしないこと。

(13) ロールボックスパレット等のキャスター付きの荷を取り扱うときはキャスターロックを必ず使用し、逸走防止措置を行うこと。

(14) ロールボックスパレット等は長辺側が車両の前後方向になるよう配置すること。

＜解　説＞

【テールゲートリフターによる荷の積卸作業】

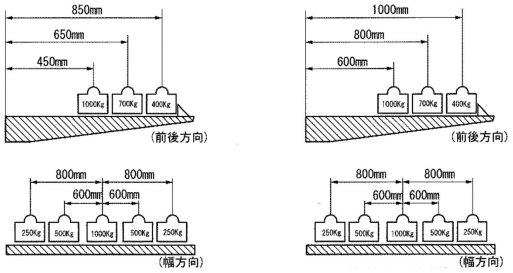
トラック荷台の後部に取り付けられた荷物を積卸しするための昇降装置であるテールゲートリフターは、キャスター付きの台車を使用すれば手積み・手卸しが不要となり、ドライバー一人でも重量物を積み卸すことができますが、誤った操作や安全確認の不徹底による事故も発生しています。

テールゲートリフターによる荷の積卸作業を行わせるときは、特別教育を受講させた上で、正しい作業手順で作業を行わせてください。

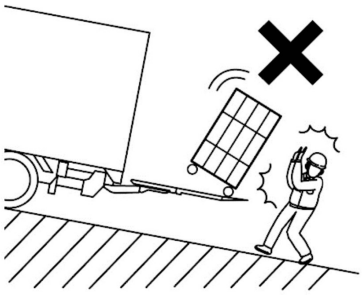
【昇降板に搭乗して昇降しない】



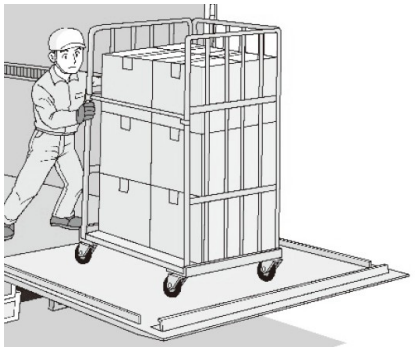
【最大積載量を遵守】



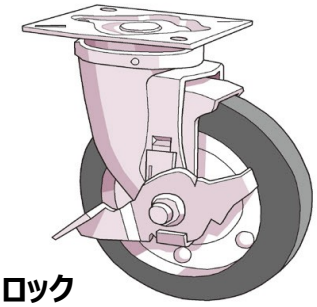
【できるだけ水平な場所で使用】



【キャスターストッパやサイドガードの使用】

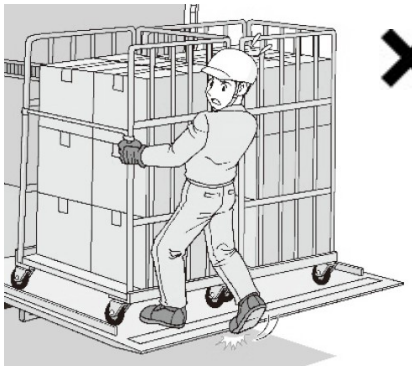


【キャスターロックの使用】



キャスターロック

【後ずさりはしない】



（参考法令等）

テールゲートリフターによる労働災害防止対策　荷役ガイドライン第２の２（3）

第３節　フォークリフト、ショベルローダー等による作業

（フォークリフト等の就業制限）

第 48 条　会員は、フォークリフト運転技能講習又はショベルローダー等運転技能講習を修了した者でなければ、フォークリフト又はショベルローダー等の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に就かせてはならない。ただし、最大荷重が１トン未満のフォークリフト又はショベルローダー等の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、第 13 条第１号に規定する特別教育を受けた者を就かせるときは、この限りでない。

（フォークリフトの使用）

第 49 条　会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　フォーク等（フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。以下同じ。）又はフォーク等により支持されている荷の下に従業従事者を立ち入らせないこと。

(2)　運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。ただし、誘導者を配置し、その者に該当するフォークリフトを誘導させるときは、この限りでない。

(3)　フォーク等により支持されている荷、パレット又はスキッド等、その他乗車席以外の箇所に従業従事者を乗せないこと。

(4)　許容荷重を超えて使用しないこと。

(5)　フォークは、パレット、スキッド等に十分差し込むこと。

(6)　フォークリフトを離れるときは、安全な場所に停止し、フォーク等を地面又は床面まで下げるとともに、原動機を止め、確実にブレーキをかけ、歯止めを施す等フォークリフトが停止の状態を保つため必要な措置をすること。

(7)　燃料を補給するときは、原動機を止めて行うこと。

(8)　フォークリフトを従業員の昇降に使用しないこと。

(9)　作業開始前点検を確実に行うこと。

２　会員は、フォークリフト構造規格を満たさないフォークリフトを使用させてはならない。

（ショベルローダー等の使用）

第 50 条　前条の規定（第１項第５号を除く。）は、ショベルローダー等を用いて作業を行わせることきに準用する。この場合において、同項中「フォーク等」とあるのは「ショベル又はフォーク」と、同上第２項中「フォークリフト構造規格」とあるのは「ショベルローダー等」と読み替えるものとする。

２　会員は、ショベルローダー等を用いて作業を行わせるときは、運転者の視野を妨げないように荷を積載させなければならない。

＜解　説＞

【フォークリフト等の就業制限】

フォークリフト運転技能講習修了又はショベルローダー等運転技能講習修了など法定の資格を取得した者でなければ、フォークリフト等の運転の業務に就かせてはいけません。

(参考法令)

就業制限：法 61、令 20

特別教育：安衛則 36

【フォークリフトの使用】

１　フォークリフト等を使って作業を行うときは、「フォークリフト等を従業員の昇降に使用しない。」など安全の確保のために必要な事項を守らせなければなりません。

２　フォークリフト等を使って作業を行うときは、運転中のフォークリフト等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれがある箇所に、当該場所において作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示（その他の方法も含む。）しなければなりません。ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

３　フォークリフト構造規格を満たさないフォークリフトを使用させてはなりません。

(参考法令)

譲渡等の制限等：法 42

搭乗の制限：安衛則 151 の 13

運転位置から離れる場合の措置：安衛則 151 の 11

主たる用途以外の使用の制限：安衛則 151 条の 14

【ショベルローダー等の使用】

ショベルローダーについても、フォークリフトの場合と同様の注意が必要です。

(参考法令)

譲渡等の制限等：法 42

搭乗の制限：安衛則 151 の 13

荷の積載：安衛則 151 の 29

使用の制限：安衛則 151 の 30

運転位置から離れる場合の措置：安衛則 151 の 11

（フォークリフトの運転の業務）

第 51 条　会員は、従業員にフォークリフトの運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 保護帽、安全靴等保護具を正しく着用し、シートベルトを着用すること。

(2) フォークリフト運転技能講習修了証を携帯すること。

(3) 作業場で定められた制限速度以内で走行すること。

(4) 進行方向を見通せないかさ高な荷を運搬するとき（第 51 条第１項第９号に規定する場合を除く。）は、後進運転をするか、又は誘導者に誘導を行わせて前進運転をすること。

(5) 発進するときは、フォークリフトの直前及び直後に従業員等がいないことを確認すること。

(6) 走行するときは、フォークの下面又は荷の下端を、走行する地面又は床面から 15 センチメートルから 20 センチメートルまでの高さに保つこと。

(7) マストを後傾して走行すること。

(8) 急停止又は急旋回をしないこと。

(9) 荷を積載してこう配の急な場所を走行するときは、マストを後傾し、かつ、登るときは前進し、降りるときは後進すること。

２　会員は、従業員にフレキシブルコンテナを取り扱わせる場合は、原則としてパレットを使用して取り扱わせるようにしなければならない。

やむを得ず、フレキシブルコンテナのつりロープ等をつってフォークリフトの運転を行わせるときは、前項各号に定める事項（第１号及び第６号を除く。）のほか、次に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) クレーンアーム等専用のアタッチメントを用いること。

(2) 専用のアタッチメントを用いることができないときは、２本のフォークを中央に寄せて専用つり具又は当て物を装着し、これにつりロープ等をつること。

(3) 運転中にフレキシブルコンテナがフォークリフトのマスト等に接触するおそれのない位置につりロープ等をつること。

(4) こう配の急な場所、凹凸のある場所では運転をしないこと。

（ショベルローダー等の運転の業務）

第 52 条　前条第１項の規定（第１号、第３号、第４号及び第８号）は、ショベルローダー等の運転を行わせるときに準用する。

（機械等の貸与に関する会員の義務）

第 52 条の２　会員は、その従業員以外の者にフォークリフト又はショベルローダー等を用いて作業を行わせるときは、当該機械による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

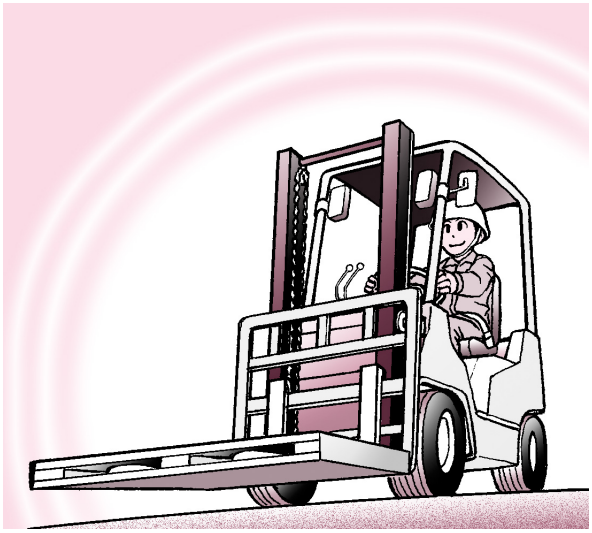
＜解　説＞

【フォークリフトの運転の業務】

災防規程 49 条、50 条に定めるフォークリフトの使用、ショベルローダー等の使用は、主に安衛則で定められた遵守しなければならない事項をまとめたものですが、51 条、52 条では安全な運転を行うために運転者が守る必要のある事項（法令を上回る事項）をまとめています。

第２項では、フレキシブルコンテナをフォークリフトで取り扱うときは、パレットを使用して取り扱わせることを原則として定めています。フレキシブルコンテナを直接フォークリフトの爪でつり上げると、荷の横揺れによる転倒や荷のつりベルトの破損による落下事故が発生する要因となります。

保護帽は、「墜落時保護用」を正しく着用することが必要です。



【ショベルローダー等の運転の業務】

第 51 条第１項の規定（第２号、第５号、第６号、第７号及び第９号を除く。）は、ショベルローダー等の運転を行わせるときに準用されます。

【機械等の貸与に関する会員の義務】

特定の機械を事業を行う者に貸与する「機械等貸与者」は、個人事業者等に貸与する場合にもその措置が必要となります。

機械等貸与者とは主にリース業者を指しますが、対象となる機械に、新たに、フォークリフトやショベルローダー、フォークローダーが含まれます。

機械等貸与者は、あらかじめ当該機械を点検し、異常があれば、補修、整備を行うことが必要です。一方、機械等の貸与を受ける者は、あらかじめ当該機械が点検整備されており、機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載した書面が交付されていますので、確認することが大切です。

（参考法令）

機械等貸与者等の講ずべき措置等：法 42

第４節　クレーン等による作業

（クレーン等の就業制限）

第 53 条　会員は、クレーン等の運転の業務については、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

区分	資格
(1) つり上げ荷重が５トン以上のクレーン(床上無線運転式クレーン､床上運転式クレーン及び床上操作式クレーン(それぞれクレーン等安全規則に規定するクレーンをいう｡以下同じ｡)を除く｡）の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者
(2) つり上げ荷重が５トン以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く｡）の業務	移動式クレーン運転士免許を有する者
(3) つり上げ荷重が５トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者
(4) つり上げ荷重が１トン以上５トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く｡）の業務	移動式クレーン運転士免許を有する者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
(5) つり上げ荷重が５トン以上の床上無線運転式クレーン又は床上運転式クレーンの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（床上無線運転式クレーン等限定）を有する者
(6) つり上げ荷重が５トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン･デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者、クレーン・デリック運転士免許（床上無線運転式クレーン等限定）を有する者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
(7) つり上げ荷重が５トン未満のクレーンの運転の業務	当該業務に係る特別教育を受けた者
(8) つり上げ荷重が１トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く｡）の業務	当該業務に係る特別教育を受けた者
(9) つり上げ荷重が５トン以上の跨線テルハの運転の業務	当該業務に係る特別教育を受けた者

＜解　説＞

【クレーン等の就業制限】

1　クレーン等については、その種類、操作方法、つり上げ荷重に応じて、それぞれ必要な資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはなりません。

　それぞれの資格は、災防規程 53 条の表のとおりです。

　クレーン等には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、簡易リフトが含まれます。

2　クレーン・デリック運転士免許は、クレーン運転士とデリック運転士の免許を統合して 2006 年 4 月 1 日から新設された資格です。旧クレーン運転士免許を有する者やクレーン運転に限定した資格を取得した者に対しては、「クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定)」とされます。

　また、床上で運転しかつ当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（つり上げ荷重５トン以上）の運転を対象とした資格として「クレーン・デリック運転士免許（床上無線運転式クレーン等限定)」があります。

3　表中(1)、(5)及び(6)の変更は、前条の規定にかかわらず、令和９年４月１日からの適用となります。

(参考法令)

就業制限業務：法 59③、61①、令 20、安衛則 36、41、クレーン則 223、224 の４

（立入禁止）

第 54 条　会員は、従業員にクレーン等を用いて荷のつり上げを行わせるときは、つり上げた荷の下に作業従事者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

2　会員は、従業員にジブ又はブーム付きのクレーン等を用いて作業を行わせるときは、当該作業場所において作業従事者が当該クレーン等の上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（クレーン等の運転の業務）

第 55 条　会員は、従業員にクレーン等の運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　安全装置、警報装置等が確実に作動することを確認すること。

(2)　定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。

(3)　第 59 条の規定により指名した合図者の合図によってクレーン等の運転を行うこと。ただし、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。

(4)　つり荷の上に従業員を乗せて運転しないこと。

(5)　つり荷に衝撃を与えるような急激な運転をしないこと。

(6)　荷をつったままで運転する位置を離れないこと。

(7)　運転する位置を離れるときは、確実に運転停止の処置をすること。

(8)　運転を交替するときは、クレーン等の各部分の異常の有無を交替者に申し送ること。

(9)　移動式クレーンの運転に当たっては、あらかじめ、架空電線その他の障害物の有無、地盤及び地形の状況等について確認すること。

(10)　アウトリガを備えている移動式クレーンの運転に当たっては、アウトリガを確実に固定し、かつ、歯止めを施すこと。

(11)　アウトリガを備えていない移動式クレーンの運転に当たっては、敷板等を用いて当該移動式クレーンを確実に安定する処置をし、かつ、歯止めを施すこと。

＜解　説＞

【立入禁止】

クレーン等でつり上げた荷は落下の危険があります。このため、従業員にクレーン等を用いて荷のつり上げを行わせるときは、つり上げた荷の下を立入禁止にし、従業員を立ち入らせないようにします。

(参考法令)

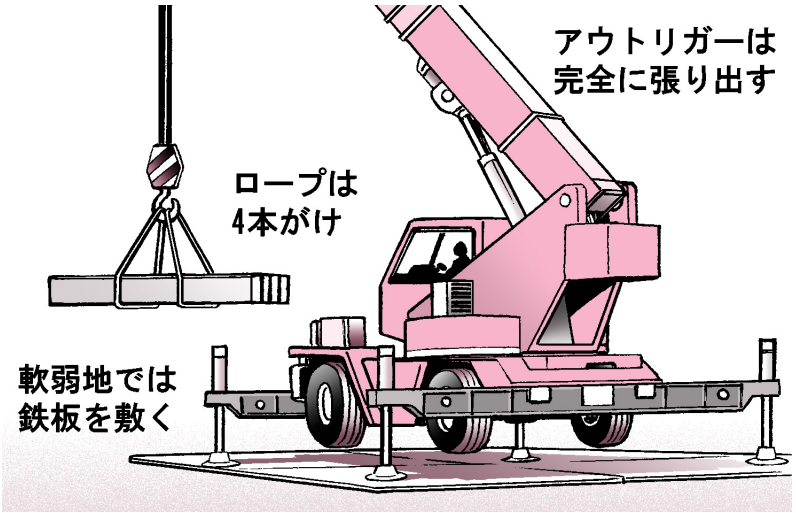
立入禁止：クレーン則 28、29、74、74 の２、114、115

【クレーン等の運転】

クレーン等の運転では、「定格荷重を超える荷重をかけて使用しない。」など安全の確保のために必要な事項を行わせなければなりません。

(参考法令)

過負荷の制限：クレーン則 23, 69、109
合図の決定、合図の指名等：クレーン則 25、71、111
搭乗の制限：　クレーン則 26、72、112
運転位置からの離脱の禁止：クレーン則 32、75、117
作業開始前の点検：クレーン則 36、78、121
アウトリガの位置等：クレーン則 70 の４、70 の５



（玉掛け作業の就業制限）

第 56 条　会員は、玉掛け技能講習を修了した者又は法令によりこれと同等の資格を有する者でなければ、クレーン等の玉掛け業務に就かせてはならない。ただし、つり上げ荷重が１トン未満のクレーン等の玉掛けの業務について、当該業務に係る特別教育を受けた者を就かせるときは、この限りでない。

（玉掛け作業）

第 57 条　会員は、２人以上の従業員で玉掛け作業を行わせるときは、当該作業の指揮を行う者を指名するものとする。

（スリング通し）

第 58 条　会員は、従業員に荷を仮づりしてスリング通しを行わせるときは、従業員に台木、まくら等の用具を使用して作業させ、仮づりした荷の下に手、足等を入れさせてはならない。

（運転の合図）

第 59 条　会員は、従業員にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、合図者を指名し、その者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、玉掛けを要しない場合であって、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。

(1)　常にクレーン等の運転者から合図が見やすく、かつ、自らがつり荷の状態を見ることができる安全な位置において明確に合図を行うこと。

(2)　つり荷の下方又はつり荷を移動させる方向に人がいないことを確認した後、荷の移動の合図を行うこと。

(3)　荷をつり上げるときは、フックが荷の重心の真上にきたことを確認した後、微動でつり上げの合図をし、玉掛け用ロープが緊張して地切れしたときに一時停止の合図をし、つり荷の荷くずれ、脱落等のおそれがないことを確認した後、つり上げの合図を行うこと。

(4)　つり荷を一時停止しておく必要が生じたときは、作業場の床面その他安定した場所に仮置きの合図を行うこと。

(5)　つり荷を下ろすときは、適当な高さでつり荷を一時停止した後、微動で下ろす合図を行うこと。

＜解　説＞

【玉掛け作業の就業制限】

(参考法令)
就業制限：クレーン則 221
特別教育：クレーン則 222

【玉掛け作業】

技能講習修了者でなければ、吊り上げ荷重１トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就かせないこと。
また、２人以上の従業員で玉掛け作業を行わせるときは、当該作業の指揮を行う者を指名すること。

(参考法令等)
玉掛け作業の安全に係るガイドライン：平 12.２.24　基発 96

【スリング通し】

従業員に荷を仮づりしてスリング通しを行わせるときは、台木、まくら等の用具を使用して作業させ、荷の下に手、足等を入れさせないようにしなければなりません。
(注) スリング：荷物を吊るすつり索（ロープ、ベルト等）のこと。

【運転の合図】

従業員にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、合図者を指名し、その者に、安全の確保のため必要な事項を守って、運転の合図を行わせなければなりません。

(参考法令)
合図　クレーン則 25、71、111

第５節　コンベヤーによる作業

（コンベヤーの使用）

第 60 条　会員は、コンベヤーについては、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するとき、その他従業員に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

２　会員は、コンベヤーについては、従業員の身体の一部が巻き込まれる等従業員に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することのできる非常停止装置を備えなければならない。

３　会員は、コンベヤーから荷が落下することにより従業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該コンベヤーに覆い又は囲いを設ける等荷の落下を防止するための措置を講じなければならない。

４　会員は、従業員にコンベヤーを使用して作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　通行のためコンベヤーをまたぐ必要があるときは、踏切橋等を設けること。

(2)　ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。

(3)　掃除、給油等の作業を行うときは、運転を停止すること。

(4)　運転中のベルト等に乗らないこと。

(5)　移動又はこう配の変更をするときは、電路の接続を断ち、又は原動機を止めること。

５　会員は、従業員にコンベヤーを使用して作業を行わせるときは、その日の作業を開始する前に、次の各号に掲げる事項について点検を行わせなければならない。

(1)　原動機及びプーリーの機能

(2)　逸走等防止措置の機能

(3)　非常停止装置の機能

(4)　原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い、囲い等の異常の有無

（感電の防止）

第 61 条　会員は、従業員に電動型の移動式コンベヤーを用いて作業を行わせるときは、接続する電路に、次の各号に掲げる性能を満たす感電防止用漏電しゃ断装置を接続させなければならない。

(1)　当該電路の定格に適合すること。

(2)　感度が良好であること。

(3)　確実に作動すること。

２　会員は、従業員に前項に規定する措置を講じさせることが困難なときは、当該コンベヤーの金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を有効に接地させなければならない。

＜解　説＞

コンベヤーの危険は、荷や搬器の逆走など思いがけない動き、巻き込まれ、荷の落下、感電などがあります。これらに対し適切な措置を行う必要があります。

【コンベヤー作業】

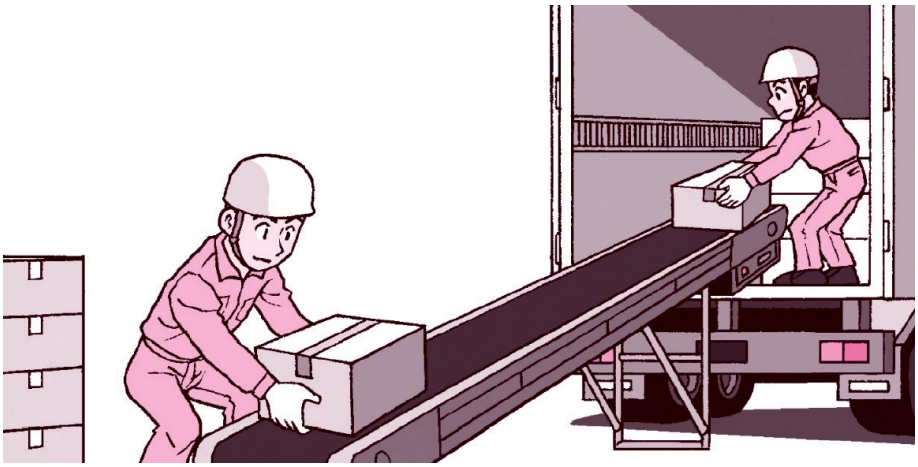
コンベヤーについては、安全の確保のために、「逸走防止装置」など必要な装置を備え、必要に応じ荷の落下防止措置を講じ、その使用に際しては、従業員に「通行のためコンベヤーをまたぐ必要があるときは、踏切橋等を設けること」などの必要な事項や点検を行わせなければなりません。

（参考法令）

コンベヤーの逸走等の防止：安衛則 151 の 77

非常停止装置：安衛則 151 の 78

荷の落下：安衛則 151 の 79



【感電の防止】

電動型の移動式コンベヤーの場合は、感電防止措置を行わなければなりません。

（参考法令）

漏電による感電の防止：安衛則 333

第６節　手車、手押車及びロールボックスパレットによる作業

（手車及び手押車の使用）

第 62 条　会員は、従業員に手車、手押車を用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。

(1)　進行方向を見通せるように荷を積載すること。

(2)　運搬中は、走らないこと。

(3)　手車をてこの代りに使用しないこと。

(4)　手押車は突き放さないこと。

（ロールボックスパレット等の使用）

第 62 条の２　会員は、従業員にロールボックスパレット等を用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。

(1) ロールボックスパレット等に激突等した場合に備え、手袋を着用し、安全靴を履き、脚部にプロテクタを装着すること。なお、保護帽を着用することが望ましい。

(2) ロールボックスパレット等を移動させる場合は、原則として前方に押して動かすこととし、状況に応じて、３つの基本操作（「押し」・「引き」・「よこ押し」）を併用すること。

(3) トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。

(4) ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパが出ていることを確認すること。

(5) ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターロックを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターロックが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。

(6) 見通しの悪い場所では一時停止して確認するか、声をかけること。

(7) 停止するときやカーブを曲がる場合は、２メートルほど前から減速すること。

(8) 重量が重いロールボックスパレット等の移動は、２人で行うこと。

(9) 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

(10) ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。

(11) ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(12) 定期的にロールボックスパレット等の不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。

(13) ロールボックスパレット等に不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。

(14) 最大積載重量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにすること。

(15) 必ず両手で作業すること。

(16) ロールボックスパレットを移動させるときは走らないこと。

＜解　説＞

【手車、手押車】

従業員に手車、手押車を用いて作業を行わせるときは、「進行方向を見通せるように荷を積載すること。」など安全の確保に必要な事項を行わせるようにします。

【ロールボックスパレット】

従業員にロールボックスパレットを用いて作業を行わせるときは、「移動経路の整理整頓をすすめること。必ず両手で作業すること。３つの基本操作（「押し」・「引き」・「よこ押し」）を状況に応じて併用すること。」など安全の確保に必要な事項を行わせるようにします。

（安全に作業するためのルール）

１　段差、傾斜がある場所は細心の注意を払って作業しましょう。

段差、傾斜がある場所は事故が起きやすいため、細心の注意を払って作業しましょう。

２　作業服、安全靴、保護具（脚部のプロテクター）

安全作業のために、きちんとした作業服等を身につけましょう。

３　ロールボックスパレットの基本操作

基本の操作を覚えて、事故を起こさないようにしましょう。

４　「押し」「引き」「よこ押し」

それぞれのコツを覚えて、安全に作業しましょう。

高さが 1.8m程度のロールボックスパレットでも、荷が多く積まれると見通しが悪くなることがあります。

５　複数人での取扱い

声を掛け合い、１人のときよりも慎重に作業しましょう。

ロールボックスパレットの積載量が 300 ㎏程度を超える場合や、床面が傾斜している場合には、２人で取り扱うようにしましょう。（２ℓの水のペットボトル６本入り一箱は 12 ㎏ですから、自重(空重量、最大 55 ㎏)を加えると 20 箱（240 ㎏）程度の積載にしましょう。）

６　荷物の積載

基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぎましょう。

７　折りたたみ・組み立て・積み重ね

折りたたむと不安定になるので、転倒には注意しましょう。

８　ロールボックスパレットは、使用開始前に点検し、年１回定期点検をしましょう。

９　テールゲートリフターでの取扱い

昇降時は特に危険なので、気をつけて作業しましょう。

出典：厚生労働省・労働安全衛生総合研究所作成

「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル」

（参考法令等）ロールボックスパレットの災害防止：荷役ガイドライン第２の２(3)



第７節　はい作業

（はい作業主任者）

第 63 条　会員は、床面からの高さが２メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)を行うときは、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。

２　会員は、はい作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。

(2)　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

(3)　当該作業を行う箇所を通行する従業員を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。

(4)　はい崩しの作業を行うときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

(5)　床面から 1.5 メートルを超える高さのはいを昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

＜解　説＞

【はいとは】

「はい」は、令第６条 12 号でつぎのように定義されています。

> はい：倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。

ここでばら物の荷を除外しているのは、容器に入っていない粉状、粒状及び塊状等の物品の荷については、「山」のような状態になっているため、袋物、俵物、箱物の「はい」に見られる崩壊や落下の危険は極めて少ないからです。

また、倉庫・上屋または土場以外の場所に積み重ねられた荷の集団は「はい」には該当しないとされていますので、貨物自動車、貨車、船舶等に積み重ねられた荷の集団は規制の対象外となっていますが、同様の注意が必要です。

（参考法令）

はい：令６⑫

【はい作業主任者】

1　倉庫等で荷（はい）を積み上げることを「はい付け」といい、はい付けされた荷を取り崩すことを「はい崩し」といいます。このときに荷が崩れて被災する危険があります。

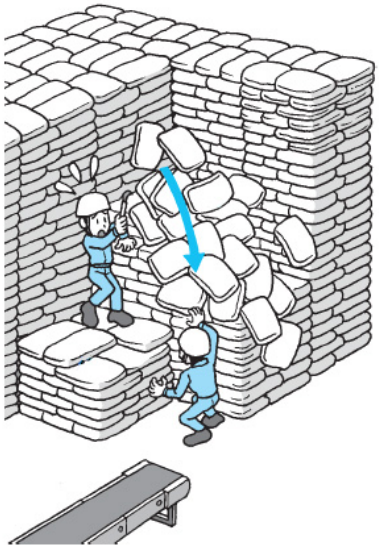
このため、床面からの高さが２メートル以上のはいのはい付け又ははい崩しの作業を行うときは、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、「作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。」など定められた職務を行わせなければなりません。

2　法令では、「荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く」とされており、フォークリフトの運転者のみで荷役作業を行っている場合は、はい作業主任者の選任が必要ありません。これは、フォークリフトのみの作業ではヘッドガード等により運転者が保護されることから荷の崩壊等による危険が少ないと考えられるためです。しかし、実際の作業では、荷の手直しや一部の荷の取出しなど人力での作業があると思われますので、フォークリフトを使用したのみの荷役作業においても、通常は、はい作業主任者の選任が必要と考えられます。

（参考法令）

はいの昇降設備の設置と使用：安衛則 427

作業主任者の選任及び職務：安衛則 428、429



（はい付け作業）

第 64 条　会員は、従業員にはい付けの作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　はい付け場所は、平らな地面又は床面を選び、作業開始前に小石、木片等不要な物を除去し、水、油等による汚染部分を清掃すること。

(2)　荷の種類、はい付けに使用する機械器具の種類及び作業方法に応じて、通路を確保すること。

(3)　袋物の集団はいは、上段に積み上げるにしたがって、はいの中心に向って引けをとっていくこと。

(4)　床荷重負担力を超えてはいを積まないこと。

(5)　段ボール箱又は紙袋のはいは、保管期間の長短を考慮して、はいの高さをきめること。

２　会員は、従業員にフレキシブルコンテナのはい付けの作業を行わせるときは、前項各号に定める事項(第３号及び第５号を除く。)のほか、次に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　はい付けは、２段以下とし目落し積みとすること。

(2)　２段を超えてはい付けする必要のある場合は、ポータブルラックを用いる等はい崩れを防止する措置を行うこと。

（はいの崩壊等の危険の防止）

第 65 条　会員は、はいが次の各号に掲げる状態にあるときは、従業員に当該はいをロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

(1) はいが著しく傾いているとき

(2) はいの中間部が著しく膨出しているとき

(3) ビニール包装等の袋物のはいにあっては、はいの高さが 3 メートルを超えるとき

(4) 丸太、鋼管等の荷を目落し積みで積んだとき

(5) はい割れがあるとき

（はい付け又ははい崩し作業）

第 65 条の２　会員は、はい付け又ははい崩しの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業従事者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（はい崩し作業）

第 66 条　会員は、従業員に床面からの高さが２メートル以上のはいのはい崩し作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　下抜き又は中抜きをしないこと。

(2)　袋物又は箱物である荷により構成されるはいは、ひな段状に崩し、ひな段の各段(最下段を除く。)の高さは 1.5 メートル以下とすること。

＜解　説＞

【はい付け作業】

法令の規定ではありませんが、安全なはい付け作業を行うために必要な事項を災防規程 64 条としてまとめたものです。

作業従事者にはい付け作業を行わせるときは、「はい付け場所は、平らな地面又は床面を選び、作業開始前に小石、木片等不要なものを除去し、水、油等による汚染部分を清掃すること。」など安全の確保に必要な事項を行わせなければなりません。

また、危険度の高い作業としてフレキシブルコンテナをはい付けする際の注意点もまとめています。

(参考法令)

はいの昇降設備：安衛則 427

はいの間隔：安衛則 430

立入禁止：安衛則 433

保護帽：安衛則 435

【はいの崩壊等の危険防止】

はいの崩壊等の危険があるときに必要な危険防止の措置を講ずることは法令で義務付けられています。災防規程の 65 条ではその状態として(1)～(5)として具体的に示しています。

「はいが著しく傾いている」などはいの崩壊等の危険があるときは、従業員に当該はいをロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等危険防止の措置を講じなければなりません。

(参考法令)

はいの崩壊等の危険の防止：安衛則 432

【はい付け又ははい崩し作業】

はい付け又ははい崩し作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下による危険を及ぼすおそれのあるところには、関係する作業従事者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示（その他の方法（※）も含む。）し、立ち入りを禁止しなければなりません。

※その他の方法：バリケードの設置やロープ、柵などの設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切であるということではありません。



(参考法定)

立入禁止：安衛則 433

【はい崩し作業】

はいに関し特に危険なのは、はい崩し作業時のはいの崩壊です。従業員に床面からの高さが 2 メートル以上のはいのはい崩し作業を行わせるときは、「袋物等の荷の場合、ひな段状に崩す」など安全の確保に必要な事項を行わせなければなりません。

(参考法令)

はいくずし作業：安衛則 431

立入禁止：安衛則 433

保護帽：安衛則 435

第８節　貨物自動車の運行に付随する作業

（誘導）

第 67 条　会員は、貨物自動車の誘導について一定の合図を定めなければならない。

２　会員は、誘導により貨物自動車を前進させ、又は後退させるときは、当該貨物自動車の誘導者及び運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　誘導者は、前項の合図を確実に行うこと。

(2)　誘導者は、安全な場所で誘導すること。

(3)　運転者は、誘導者の合図に従うこと。

（逸走防止）

第 67 条の２　会員は、停車中の貨物自動車が逸走することを防止するため、当該貨物自動車の運転者に、運転位置から離れるときは、エンジンを停止し、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせなければならない。

２　会員は、エンジンを停止して運転位置を離れると作業装置を運転することができない貨物自動車について、当該貨物自動車の運転者が作業装置の運転のために運転位置から離れる場合は、当該運転者に、エンジンの停止以外の逸走防止措置を確実に講じさせなければならない。

（荷台への乗車制限等）

第 68 条　会員は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業従事者を乗車させてはならない。

第 69 条　会員は、荷台にあおりのある貨物自動車の荷台に作業従事者を乗車させて走行するときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　あおりを確実に閉じること。

(2)　あおりその他貨物自動車の動揺によって作業従事者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。

(3)　積荷が移動するおそれのある箇所に乗らないこと。

(4)　作業従事者の身体の最高部が運転台の屋根又は荷の最高部のいずれかの高い方の高さを超えないこと。

（積荷の確認）

第 70 条　会員は、貨物自動車を運行する途中において、従業員に積荷の状態を確認させる必要があるときは、安全な場所に貨物自動車を停止させた後にこれを行わせるものとする。

＜解　説＞

貨物自動車の運行に付随する作業とは、公道上の走行に関する危険を除いた作業をいいます。

このうち、特に重篤な災害として多いものが、貨物自動車の荷台からの墜落・転落や逸走した貨物自動車に挟まれる災害となっており、これらの災害防止対策が重要です。

なお、貨物自動車は、安衛則 151 の２で車両系荷役運搬機械に分類され、構外、構内ともに労働安全衛生法が適用されることに留意する必要があります。

例えば、安衛則 151 条の 66 では、「貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。」とされ、構内での過積載も禁止されています。

【誘導】

貨物自動車を用いた作業を行う場合で、運転中の貨物自動車又はその荷に接触する危険があるときは、原則として危険のおそれのある箇所に作業従事者を立ち入らせてはなりません。但し、立ち入っての作業が必要な場合は誘導者を配置し、貨物自動車の誘導をさせる必要があります。

この場合は、誘導の合図を定め、誘導者及び貨物自動車運転者に災防規程 67 条２項の(1)～(3)の事項を行わせなければなりません。

なお、貨物自動車が転倒・転落のおそれがあり、誘導者を配置した場合も同様です。

(参考法令)

誘導：安衛則 151 の７

合図：安衛則 151 の８

【逸走防止】

貨物自動車の逸走による災害を防止するため、運転者が運転位置から離れる場合には、エンジンを停止し、ブレーキや輪止め等の逸走防止措置をとることが必要です。

しかしながら、エンジンを停止するとテールゲートリフター等の荷役装置（以下「テールゲートリフター等」という。）が操作できない貨物自動車では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできなくなるので、エンジンを停止すると作業装置を運転できない貨物自動車の場合は、ブレーキや輪止めなどの逸走防止措置を確実に講じた上で、エンジンを停止せずに運転者が運転位置を離れることができます。

(参考法令)

運転位置から離れる場合の措置：安衛則 151 の 11 第１項ただし書、第３項

第９節　交通労働災害の防止

（会員が講ずる措置）

第 71 条　従業員に自動車等の運転を行わせる会員は、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）とあいまって、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定められた、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚などの事項を徹底するように努めるものとする。



＜解　説＞

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

1　平成元年労働省告示第７号として示されたもので、一般に「改善基準告示」と呼ばれています。
　自動車運転者が長時間労働等により交通労働災害を発生することのないよう、その労働条件の改善及び向上を図るための基準（拘束時間、運転時間、休息時間等）を定めたものです。

2　貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条において、過労運転の防止の観点から、「貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が修了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。」とされていますが、国土交通大臣が告示で定める基準として、この改善基準告示が引用されています。

3　令和６年４月１日から、自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用され、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められました。（令和４年 12 月 23 日厚生労働省告示第 367 号）

１か月の拘束時間と１年間の拘束時間

１か月：284時間以内　　１年：3,300時間以内

（注）労使協定により次のとおり延長可。ただし、①284時間超は連続3カ月まで　②１か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める　の両方を満たす必要あり。）

１カ月：310時間以内　　１年：3,400時間以内

１日の拘束時間と休息時間

１日の拘束時間：原則13時間以内（上限15時間、14時間超は週２回までが目安）

【例外】宿泊を伴う長距離運送の場合、継続16時間まで延長可（週２回まで）

１日の休息時間：継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、９時間を下回らない

【例外】宿泊を伴う長距離運送の場合、継続８時間以上（週２回まで）

休息時間のいずれかが９時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息時間を与える

運転時間と連続運転時間

運転時間　　２日平均１日当たり：９時間以内

２週平均１週当たり：44時間以内

連続運転時間：４時間以内

運転の中断時には、原則として休憩を与える（１回おおむね連続10分以上、合計30分以上）

【例外】SA･PA等に駐停車できず、やむを得ず４時間を超える場合、４時間30分まで延長可

トラック運転者の改善基準告示の内容（一覧表）

<table>
<tr><td>1年、
1か月の
拘束時間</td><td>1年　　3,300時間以内
1か月　　284時間以内</td><td>【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）
1年　　3,400時間以内
1か月　　310時間以内（年6か月まで）
①284時間超は連続3か月まで
②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</td></tr>
<tr><td>1日の
拘束時間</td><td colspan="2">13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）
【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、16時間まで延長可（週2回まで）
※1　1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</td></tr>
<tr><td>1日の
休息期間</td><td colspan="2">継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、継続8時間以上（週2回まで）
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</td></tr>
<tr><td>運転時間</td><td colspan="2">2日平均1日　　9時間以内
2週平均1週　　44時間以内</td></tr>
<tr><td>連続運転
時間</td><td colspan="2">4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）
10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない
【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</td></tr>
<tr><td>予期
し得ない
事象</td><td colspan="2">予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる（※2、3）
勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える
※2　予期し得ない事象とは、次の事象をいう。
・　運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと
・　運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと
・　運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと
・　異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと
※3　運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のＨＰ情報等）が必要。</td></tr>
<tr><td>特例</td><td colspan="2">分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合）
・　分割休息は1回3時間以上　　・　休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上
・　3分割が連続しないよう努める　　・　一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度
2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合）
身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可
【例外】設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可
・　拘束時間を24時間まで延長可
（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要）
・　さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可
※4　車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合）
2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間
【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで）
2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない
フェリー
・　フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない）
・　フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</td></tr>
<tr><td>休日労働</td><td colspan="2">休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない</td></tr>
</table>

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。

（注2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したもの。令和6年4月1日から適用される。

【交通労働災害防止のためのガイドライン】

自動車等の交通事故による労働災害は「交通労働災害」と呼ばれます。

交通労働災害による死亡者数は、全労働災害の３割を占めていたものの、その防止に向けた取組は、一般の労働災害と比較すると積極的な対策が十分とはいえない状況にあったことから、平成６年２月に厚生労働省が、事業者が自主的に講じることが望ましい交通労働災害防止対策のほか、関係法令に基づく措置の一部を加え総合的に示した指針として「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定し、平成 20 年４月に全面改正されました。(平成 20 年４月３日基発第 0403001 号　改正 平成 25 年５月 28 日基発 0528 第２号)

【改正ガイドラインのポイント】

主なポイントは次のとおりです。

ア　睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施

①　睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施について明記

②　休憩時間を規定するなど走行計画の内容を充実

③　睡眠時間に配慮した点呼の実施及びその結果に基づく措置について規定

④　荷役作業を行わせる場合の運転者の疲労に配慮した措置の実施について規定

イ　交通労働災害防止のための教育内容の充実

教育内容に交通労働災害防止のための基礎知識を盛り込んでいる

ウ　荷主・元請事業者による配慮等の新設

適切な運行の確保のための荷主等による配慮について盛り込んでいる

エ　安全衛生管理体制の充実

①　組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施について規定

②　長時間労働者に対する医師による面接指導の実施について規定

(参考資料)

・「交通労働災害防止のためのガイドライン 解説書」(平成 24 年３月発行)

・改正改善基準告示対応「交通労働災害防止担当管理者必携」(陸災防図書)

第６章　衛生基準

第1節　通則

（洗浄設備等）

第 72 条　会員は、身体又は被服を汚染するおそれのある作業に従業員を従事させるときは、それぞれ必要な用具を備えた洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗たくのための設備を設けなければならない。

第２節　作業環境管理及び作業管理

（有害物の荷役運搬作業）

第 73 条　会員は、有害物(有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び石綿障害予防規則に規定する物質その他重大な健康障害を生ずるおそれのある物をいう。以下同じ。)の荷役運搬作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　荷の種類、性状、荷に表示されている注意事項等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。また、当該物質の有害性を周知させること。

(2)　作業開始前に、荷の容器又は包装の状態を点検し、漏えい又は発散のおそれのないことを確認すること。

(3)　荷役運搬作業に習熟した従業員の配置に努めること。

(4)　荷の容器又は包装が破損しないよう作業を慎重に行うこと。

(5)　作業中荷の容器又は包装が破損し、有害物が漏えいし、又は発散した場合の措置を定め、従業員に周知させること。

(6)　有害物による健康障害のおそれのあるときは、必要な保護具等を備え付け、従業員に使用させること。

(7)　化学物質管理者に前各号に掲げる事項を管理させること。

(8)　保護具着用管理責任者に第６号に掲げる事項を管理させること。

＜解　説＞

【洗浄設備等】

身体の大部分が汚染するおそれがある業務に従事させる場合の、「洗身の設備」とは、入浴施設またはシャワーのことをいいます。

（参考法令）洗浄設備等：安衛則 625

【有害物の荷役運搬作業】

1　有害物の荷役運搬作業を行うときは、災防規程第 73 条の(1)～(6)で示された、「荷の種類、性状、荷に表示されている注意事項等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。」など衛生の確保に必要な事項を行わなければなりません。

2　有害物の運搬に当たっての対策では、次のことが参考になります。

・タンクローリーによる運搬作業中における爆発火災災害等の防止について（平 11.11.12 基発 652 の２）

・(一社)日本化学工業協会が危険物等の運搬・移送時に携行を推進している、物質の品名、性状、事故発生時の応急措置等を記載した「イエローカード」

3　法 57 条の２による危険・有害物の通知は、一般に「安全データシート（ＳＤＳ）」により行われます。ＳＤＳに以下のような絵表示があった場合には、取扱いに注意してください。

		
急性毒性	発がん性 生殖毒性　　など	金属腐食性 皮膚腐食性・刺激性　など

4　化学物質管理者の職務は、化学物質の管理に関する技術的事項を管理することです。

化学物質管理者には、以下に掲げる職務をなしうる権限が与えられる必要があるので、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することも考慮が必要です。

(1) ラベル・SDS 等の確認
(2) 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
(3) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
(4) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
(5) リスクアセスメント結果等の記録の作成、保存、労働者への周知
(6) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の実施状況の確認
(7) 化学物質の自律的な管理にかかわる労働者への周知、教育

5　保護具着用管理責任者の職務は、保護具の適正な選択、使用、保守管理を管理することです。職務を行うに当たっては、保護具の選択、使用等に関する行政通達に基づき対応する必要があります。

保護具着用管理責任者には、それらの職務をなしうる権限が与えられる必要がありますので、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することも考慮が必要です。

（参考法令）

表示：法 57

文書の交付等：57 条の２、安衛則 33

ばく露の程度の低減等：安衛則 577 の２

呼吸用保護具等：安衛則 593

皮膚障害等防止用の保護具：安衛則 594、594 の２

化学物質管理者が管理する事項等：安衛則 12 の５

保護具着用管理責任者の選任等：安衛則 12 の６

（重量物の取扱い作業）

第 74 条　会員は、人力により重量物を取り扱う作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1)　荷役運搬機械、器具等を使用し、人力作業の軽減を図ること。

(2)　荷姿を改善し、確実に把握できるようにし、取扱いを容易にすること。また、荷の重量を明示するとともに、重心が著しく偏っている場合はその旨を明示すること。

(3)　満 18 歳以上の従業員が人力のみで取り扱う重量は、次の表のとおりとすること。

	最　　大	常時取り扱う場合
男	55 キログラム以下	当該従業員の体重の 40 パーセント以下
女	30 キログラム未満	20 キログラム未満で、かつ、男性が取り扱うことのできる重量の 60 パーセント位まで

(4)　荷を持ち上げるときは、身体をできるだけ荷に近づけ、重心を低くする等適正な姿勢で作業させること。

(5)　荷の重量、数量、運搬距離、運搬速度等作業の実態に応じ、作業時間、休憩、休息等を適正に設けること。

(6)　腰痛予防の対策としては、「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年６月 18 日基発 0618 第１号）を遵守すること。

（倉庫内等の作業）

第 75 条　会員は、燻蒸を行う倉庫、地下室、コンテナ等(以下「倉庫等」という。)の内部において荷の取扱い作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　燻蒸中の場所に、作業従事者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所が立入禁止である旨を見やすい場所に表示すること。

(2)　燻蒸作業が終了し、立入禁止措置が解除されたことを確認し、かつ、倉庫等の内部の残留ガスが許容濃度以下であることを確認した後でなければ作業従事者を倉庫等の内部及び立入禁止区域内に立ち入らせないこと。

２　会員は、倉庫、地下室の内部等の屋内作業場において内燃機関を有するフォークリフト等を使用するときは、内部の換気を十分行わなければならない。

（冷凍庫内等の作業）

第 76 条　会員は、冷凍庫、冷凍コンテナ等の内部において荷の取扱い作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　従業員に低温に耐えることができる保護衣、保護手袋等を着装させること。

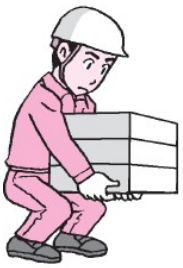
(2)　作業場の出入に当たっては、気温の変化に順応させるよう適切な措置を講ずること。

＜解　説＞

【重量物の取扱い作業】

人力により重量物を取り扱う作業を行うときは、「①荷役運搬機械等を使用し人力作業の軽減を図ること、②身体をできるだけ荷に近づける等適正な姿勢で作業させること、③表の重量を守ること」など衛生の確保に必要な事項を行うように努めなければなりません。

なお、女性従業員が人力のみで常時取り扱うことのできる重量は、20 キログラム未満で、かつ、男性が取り扱うことのできる重量の 60 パーセント位までとします。



(参考法令等)

職場における腰痛予防対策指針：平 25．6．18　基発 0618 第１号

【倉庫内等の作業】

倉庫内作業において有害物対策等が必要となるのは、燻蒸（くんじょう）作業と自然換気の不十分な場所における内燃機関の使用に対するものです。

１　燻蒸作業

臭化メチル等の特定化学物質を用いて燻蒸作業を行うときは、特化則に従った措置が必要になります。

なお、臭化メチル等とは、臭化メチル、シアン化水素、ホルムアルデヒドをいいます。

２　換気

倉庫、地下室の内部等の屋内作業場において内燃機関を有するフォークリフト等を使用するときは、内部の換気を十分行わなければなりません。

３　立入禁止措置

燻蒸中の場所には、作業従事者が立ち入らないよう立ち入りを禁止する旨を見やすい箇所に表示する等により、立ち入りを禁止しなければなりません。

(参考法令)

燻蒸（くんじょう）作業に係る措置：特化則 38 の 14
臭化メチル等：特化則５
内燃機関の使用禁止：安衛則 578

【冷凍庫内等の作業】

多量の低温物体を取り扱う業務や著しく寒冷な場所における業務については、６月ごとの定期健康診断、半月ごとの気温・湿度測定など健康管理上の措置が必要な場合があります。

安衛則 606 条では、「寒冷等の屋内作業場で有害のおそれのあるものについては、暖房等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。」とされており、作業場の温度調節ができないときは、保護衣等での調整が必要となります。

また、安衛則 593 条では、「寒冷な場所における業務においては、従事する労働者に保護衣等適切な保護具を備えなければならない。」と規定されています。

災防規程 76 条では、冷凍庫等の内部で荷の取扱い作業を行うときは、「保護衣、保護手袋等を着装」など健康の確保に必要な事項を行うこととされています。

(参考法令)

特定業務従事者の健康診断：安衛則 45
作業環境測定を行うべき作業場：安衛則 587、607
呼吸用保護具等：593
温湿度調節：606

（暑熱な場所での作業）

第 76 条の 2　会員は、暑熱な作業場所において荷の取扱い作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

(1)　WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位：℃））値を作業中に測定するよう努め、当該値の低減に努めること。

(2)　作業従事者の休憩場所の整備等に努めること。

(3)　作業の休止時間及び休憩時間を確保し、作業を連続して行う時間を短縮すること。また、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避け、作業場所を変更すること。

(4)　計画的に暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）期間を設けること。

(5)　水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、作業従事者の定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

(6)　透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

(7)　作業従事者の定期的な水分及び塩分の摂取の確認を行い、健康状態を確認するとともに、従業員に体調管理を十分行わせ、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合は、速やかに報告するよう指導すること。

(8)　あらかじめ、作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は作業従事者が作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、作業従事者に対し、当該体制を周知すること。

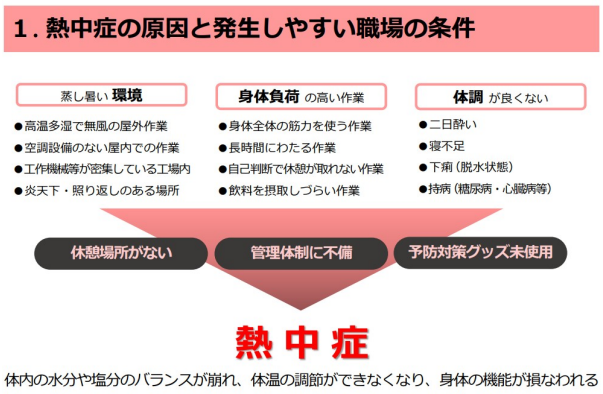
(9)　あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は措置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業従事者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知すること。

＜解　説＞

【高温多湿作業場所での作業】

高温多湿作業場所において荷の取扱い作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、必要な対策を講じなければなりません。

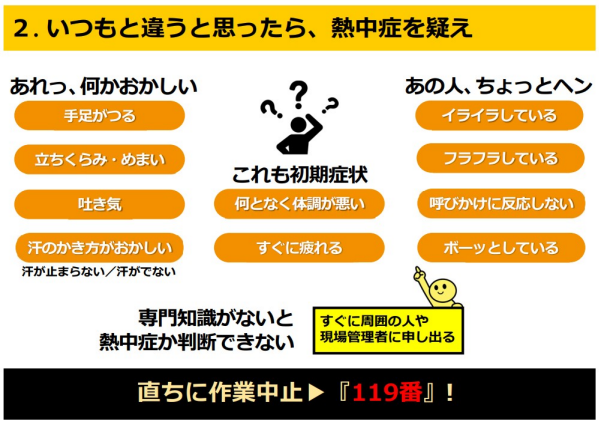
教育用教材として、厚生労働省が「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を公開していますので、ご活用ください。





（熱中症を疑わせる兆候）

「熱中症」とは暑い環境で生じる健康障害の総称で、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病に分類されます。立ちくらみ、めまい、ふらつき、手足がつる、吐き気、汗が出ない、ボーとしている、フラフラしている、呼びかけに応じないなどの熱中症の初期症状が現れたら涼しい場所に避難し、水分補給を行いましょう。意識がない場合は救急車を呼び、無理に水分を飲ませず、体を冷やしましょう。





（参考法令等）

「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和３年４月 20 日基発 0420 第３号）

（参考資料）

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」（厚生労働省）

（酸素欠乏危険場所の作業）

第 77 条　会員は、酸素欠乏危険場所において荷の取扱い作業を行うときは、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1)　従業員が酸素欠乏等の空気を吸入しないように作業の方法を決定し、従業員を指揮すること。

(2)　次の場合、作業場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定すること。

ア　作業開始(休憩又は作業中断後の作業開始を含む。)のとき

イ　従業員が身体の異常を訴えたとき

ウ　換気装置又は送気設備に異常があったとき

(3)　測定器具、換気装置又は送気設備、空気呼吸器の器具又は設備を点検すること。

(4)　空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

2　会員は、当該作業を行う場所の空気中の酸素濃度が 18 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度が 10 ピーピーエム(ppm)以下を保つように換気しなければならない。ただし、作業の性質上換気が困難な場合において、空気呼吸器等を使用させて作業を行わせるときは、この限りでない。

3　会員は、当該作業を行うときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する者を置く等異常を早期に把握するために必要な措置を講じなければならない。

4　会員は、非常用の空気呼吸器、はしご及び繊維ロープ等を備え、必要な場合直ちに使用し得る状態にしておかなければならない。

（粉じんの発散する場所の作業）

第 78 条　会員は、粉じんの発散する場所において作業を行うときは、従業員に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等を使用させなければならない。

（受動喫煙の防止）

第 78 条の２　会員は、従業員の受動喫煙を防止するため事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるものとする。

＜解　説＞

【酸素欠乏危険場所】

酸素欠乏とは、空気中の酸素濃度が 18%未満である状態をいいます。ちなみに通常は 21%です。酸素欠乏危険場所とは、このような酸素欠乏のおそれのある場所として、令別表６で示された場所のことです。

陸運業においては、次の酸素欠乏危険場所が該当する場合があります。

＜酸素欠乏危険場所＞

①　石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツプ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部
②　穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピツトの内部
③　ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部

(参考法令)

酸素欠乏危険場所：令別表６

【酸素欠乏危険場所の作業】

酸素欠乏危険場所において荷役作業等を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業方法の決定、作業指揮、酸素濃度測定などの事項を行わなければなりません。

なお、表の酸素欠乏危険場所は、第１種酸素欠乏危険作業に該当しますので、酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を酸素欠乏危険作業主任者として選任する必要があります。

(参考法令)

作業主任者：酸欠則 11

【粉じんの発散する場所における作業】

従業員に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等を使用させなければなりません。

呼吸用保護具には防じんマスク等があり、原則として厚生労働大臣の検定を受けたものを使用します。また、防じんマスクについては、その着用の仕方にも注意することが必要です。

（注）「防じんマスクの選択、使用等について」：平 17．2．7 基発第 0207006 号

(参考法令)

呼吸用保護具等：安衛則 593

【受動喫煙の防止】

従業員の受動喫煙を防止するため事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるものとします。

なお、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）で義務付けられる受動喫煙対策も含め、事業者が実施すべき事項が、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」示されています。

(参考法令等)

受動喫煙の防止：安衛法 68 条の２

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令元．７．１基発 0701 第１号）

第３節　健康の保持増進

（健康診断）

第 79 条　会員は、常時使用する従業員に対し、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。

(1)　雇入れ時の健康診断

(2)　１年以内ごとに１回の定期の健康診断

(3)　深夜業を含む業務など特定業務に常時従事する者に対し、当該業務への配置の際及び６月以内ごとに１回の定期の健康診断

２　会員は、前項の健康診断を受けた従業員に対し、法令の定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（医師による緊急診断）

第 80 条　会員は、次の各号に掲げる従業員に対し、速やかに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

(1)　有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入した者

(2)　特定化学物質により汚染され、又はこれを吸入した者

(3)　酸素欠乏症にかかった者又はその疑いのある者

(4)　その他重大な健康障害を生ずるおそれのある物質等により汚染された者

（健康診断実施後の措置等）

第 81 条　会員は、前２条の規定による健康診断等の結果に基づき、当該従業員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

２　会員は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該従業員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

３　会員は、第 79 条第１項の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

（自発的健康診断への対応）

第 82 条　会員は、法令の定めるところにより、深夜業に従事する従業員から、自発的健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、その結果を記録し、前条各号に掲げる措置を講じなければならない。

＜解　説＞

【健康診断】

常時使用する従業員に対し、法令の定めるところにより、次の「健康診断」を行うことが必要です。

ア　雇入れ時の健康診断

イ　１年以内ごとに１回の定期の健康診断

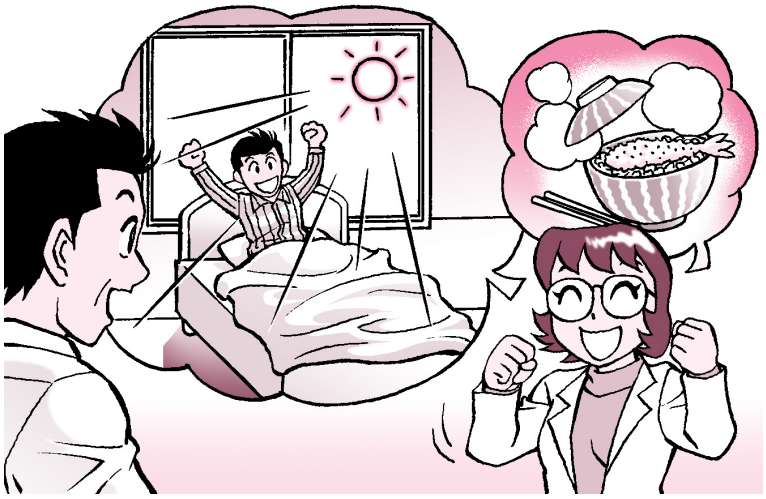
ウ　深夜業を含む業務など特定業務に常時従事する者に対し、当該業務への配置の際及び６月以内ごとに１回の定期の健康診断

【事後措置】

会員は、健康診断等の結果について、医師の意見を聴き、従業員の健康を保持するために必要な事後措置を行うことが必要です。

【自発的健康診断】

会員は、法令の定めるところにより、深夜業に従事する従業員から、自発的健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、その結果を記録し、必要な措置を講じなければなりません。



（面接指導等）

第 82 条の２　会員は、法令の定めるところにより、長時間労働を行った従業員等に対して、医師による面接指導を行わなければならない。

（ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置）

第 82 条の３　会員は、常時使用する従業員に対して、法令の定めるところにより、１年以内ごとに１回、定期に、医師等によるストレスチェックを行わなければならない。

２　ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する従業員から申出があった場合、医師による面接指導を実施しなければならない。また、申出を理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

３　面接指導の結果に基づき、医師の意見を聞き、必要に応じ就業上の措置を講じなければならない。

（健康の保持増進）

第 83 条　会員は、従業員の健康の保持増進を図るため、従業員に対する健康教育・健康相談として、健康測定、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導等の継続的、計画的実施に努めるものとする。

２　会員は、従業員に職場体操を行わせるよう努めなければならない。

３　会員は、従業員の体育活動、レクリエーション活動の活用等に努めるものとする。

４　会員は、前３項の規定による従業員の健康の保持増進の措置の適切かつ有効な実施を図るために、必要な体制の整備及び施設又は設備の設置又は整備に努めるものとする。

５　会員は、中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法等の適正化に努めるものとする。

６　会員は、常時 50 人未満の従業員を使用する場合においては、地域産業保健センターを利用することにより、従業員に対する健康指導、健康相談等の充実に努めるものとする。



＜解　説＞

【面接指導】

法令の定めるところにより、長時間労働となっている従業員等に対して、医師による「面接指導」を行います。

○　長時間労働者への医師による面接指導等（概要）

労働安全衛生法では、過重労働による健康障害を防ぐために、長時間の時間外・休日労働者に対して、一定の要件のもと、「医師による面接指導」の実施を事業者に義務付けています。

これらの要件に該当する長時間労働がある場合は、積極的にこの面接指導を受けて、健康障害を未然に防ぐことも大切です。

①　面接指導等の対象となる要件

対象となる労働者	事業者の対応
ア　時間外・休日労働時間が１か月当たり 80 時間を超えて、疲労の蓄積が認められる労働者	労働者から申し出がない場合でも、事業者は医師による面接指導実施の義務があります。
イ　時間外・休日労働時間が１か月当たり 45 時間を超える労働者で健康への配慮が必要と認めた者	労働者から申し出があった場合、事業者は医師による面接指導実施の努力義務があります。
ウ　健康上の不安を有している労働者、事業場で定めた基準に該当する労働者	労働者から申し出があった場合、事業者は医師による面接指導実施の努力義務があります。

②　労働者からの申出

面接指導は、上記の「対象となる要件」を満たした労働者の申し出によって行われます。また、産業医は、これらの申し出を行うように本人に奨励することができます。

③　面接指導の実施方法と事後措置等

労働者から申し出を受けた事業者は、概ね「１か月以内」に医師による面接指導を行わなければなりません。そして面接指導を行った医師の意見をもとに、必要に応じて、労働時間の短縮等の措置を講じることになります。

なお、面接指導を行うほどの長時間労働でない場合は、保健師等による保健指導を行うことや事業者が産業医等から助言指導を受けることなどが考えられます。

（参考法令）

・面接指導：安衛則 52 の２～52 の８、

・改善基準告示（平成元年労働省告示第７号　改正 令和４年 12 月 23 日基発 1223 第３号）：拘束時間１か月 284 時間、１日原則 13 時間・最大 15 時間など

【ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置】

会員は、労働者に対し、法令の定めるところにより、医師、保健師等による「ストレスチェック」を行わなければなりません。

○　ストレスチェックの実施（概要）

①　ストレスチェックの実施者

ストレスチェックは、医師、保健師、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士が行わなければなりません。

② ストレスチェックの実施方法

会員は、常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回、定期に、次に掲げる事項についてストレスチェックを行わなければなりません。

ア 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目

イ 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

ウ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

③ 検査結果の通知

ストレスチェックの結果は、ストレスチェックを実施した医師、保健師等から直接労働者本人に通知され、本人の同意なく会員に提供することは禁止されます。

④ 面接の申出

ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を行うことが会員の義務となります。

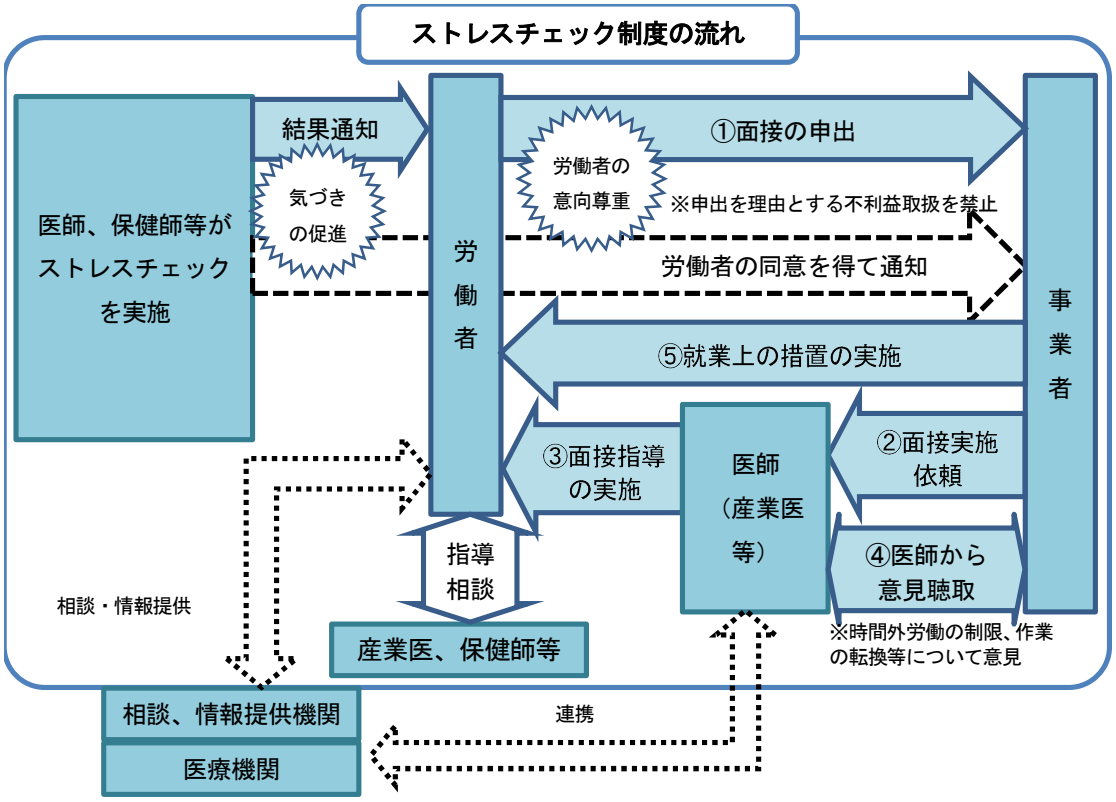
⑤ 就業上の措置の実施

面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが会員の義務となります。

⑥ 常時使用する従業員が 50 人未満の会員については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法第 66 条の 10 の規定が適用される（令和 10 年４月１日）までの間努力義務となります。

（参考法令）

・ストレスチェックの実施：安衛法 66 条の 10、安衛則 52 の９～52 の 21



【健康の保持増進】

会員は、従業員の健康の保持増進を図るため、次の事項を行うように努めること。

(1)　心と身体の健康づくり（中災防ＴＨＰ(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)）

(2)　職場体操

(3)　体育活動、レクリエーション活動の活用

(4)　中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法等の適正化

(5)　50 人未満の従業員を使用する事業場における、地域産業保健センターの利用（健康指導、健康相談等)。

(参考法令等)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針：昭 63．９．１健康保持増進のための指針公示第１号、最新改正：令５．３.31 同指針公示第 11 号

労働者の心の健康の保持増進のための指針：平 18．３.31 健康保持増進のための指針公示第３号、改正　平 27.11.30 同指針公示第６号

第７章　実施を確保するための措置

（実施を確保するための措置）

第 84 条　会員は、この規程の内容について関係従業員に教育しなければならない。

第 85 条　協会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　この規程の内容について、会員に対し講習を行う等その周知に努めること。

(2)　この規程の遵守について、会員に対し適切な指導を行うこと。

(3)　前号による指導にかかわらず、会員がこの規程を守らないときは、警告を発すること。

（作業従事者の順守義務）

第 86 条　会員は、従業員及び従業員と同一の場所において作業に従事する従業員以外の作業従事者に、労働災害の発生を防止するために講じた措置を順守させなければならない。

２　会員は、従業員が他の事業者が管理する作業場所において作業するときは、従業員に当該作業場所で労働災害の発生を防止するために講じられた措置を順守させなければならない。

附則

第１条　この変更は、この変更について厚生労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

第２条　第 53 条の表中(1)、(5)及び(6)の変更は、前条の規定にかかわらず、令和９年４月１日から適用する。

第３条　常時使用する従業員が 50 人未満の会員についての第 82 条の３第１項の規定の適用については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法第 66 条の 10 の規定が適用されるまでの間、同行中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

＜解　説＞

【実施を確保するための措置】

1　会員は、この規程の内容について関係従業員に教育することが必要です。

2　協会は、次に掲げる事項を行うこととします。

ア　この規程の内容について、会員に対し講習を行う等その周知に努めること。

イ　この規程の遵守について、会員に対し適切な指導を行うこと。

ウ　前号による指導にかかわらず、会員がこの規程を守らないときは、警告を発すること。

【作業従事者の順守義務】

1　会員は、従業員及び従業員と同一の場所において作業に従事する従業員以外の作業従事者に、労働災害の発生を防止するために講じた措置を順守させること。

2　会員は、従業員が他の事業者が管理する作業場所において作業するときは、授業員に当該作業場所で労働災害の発生を防止するために講じられた措置を順守させること。

参　考　資　料

労働災害防止団体法（抜すい）

（目的）

第１条　この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第２条第１号に規定する労働災害をいう。

第２章　労働災害防止団体

第１節　通則

（種類）

第８条　この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体（以下「労働災害防止団体」という。）は、次に掲げるものとする。

一　中央労働災害防止協会（以下「中央協会」という。）

二　労働災害防止協会（以下「協会」という。）

第３節　労働災害防止協会

（業務）

第 36 条　協会は、次の業務を行なうものとする。

一　労働災害防止規程を設定すること。

二　会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

２　協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。

一　機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

二　労働者の技能に関する講習を行なうこと。

三　情報及び資料を収集し、及び提供すること。

四　調査及び広報を行なうこと。

五　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

（労働災害防止規程）

第 37 条　労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一　適用範囲に関する事項

二　労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項

三　前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

２　協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

（労働災害防止規程の認可）

第 38 条　労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2　厚生労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　内容が法令に違反しないこと。

二　設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　厚生労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該協会に対してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

4　厚生労働大臣は、第１項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならない。

（労働災害防止規程の廃止の届出）

第 39 条　協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（関係労働者等の意見の聴取）

第 40 条　協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（会員の順守義務等）

第 41 条　会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

2　会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

3　前２項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

（総会）

第 48 条　会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度１回通常総会を招集しなければならない。

2　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　事業計画及び収支予算の決定又は変更

三　労働災害防止規程の設定、変更又は廃止

（以下省略）

（総代会）

第 49 条　会員の総数が 300 人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

労働災害防止団体法施行規則（抜すい）

(労働災害防止規程の認可の申請)

第８条　法第 38 条第１項の労働災害防止規程の設定又は変更の認可の申請は、当該労働災害防止規程(変更の場合にあつては、変更に係る部分に限る。)及び次の事項を記載した書面を添附した申請書を２通提出して行なわなければならない。

一　設定又は変更の理由

二　法第四十条の規定により意見を聞いた者の氏名及びその意見の概要

三　設定又は変更の議決をした総会又は総代会の議事の経過

(労働災害防止規程の廃止の届出)

第９条　法第 39 条の労働災害防止規程の廃止の届出は、前条第２号の事項及び次の事項を記載した書面を添附した届出書を提出して行なわなければならない。

一　廃止の理由

二　廃止の議決をした総会又は総代会の議事の経過

(関係労働者等の意見の聴取)

第 10 条　法第 40 条の労働災害防止規程の設定、変更又は廃止についての意見の聴取は、当該労働災害防止規程(変更の場合にあつては、変更前のものを含む。)を記載した書面を提示して、第１号又は第２号に掲げる者及び第３号に掲げる者から行なわなければならない。

一　当該労働災害防止規程に係る労働者が組織する全国的規模をもつ労働組合(これに準ずると認められる労働組合を含む。)の代表者又はその委任を受けた者

二　前号に掲げる者がない場合には、当該労働災害防止規程に係る労働者を代表する者として適当であると認められる者

三　当該労働災害防止規程に係る事項に関し学識経験がある者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 定款（抜すい）

第１章　総則

(目的)

第１条　本会は、陸上貨物運送事業に属する事業の事業主及びその事業主の団体によって組織し、陸上貨物運送事業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害防止を図ることを目的とする。

第２章　業務

(業務)

第４条　本会は、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行う。

(1)　労働災害防止規程を設定すること

（以下省略）

第６章　総会及び総代会

（総会の議決事項）

第 26 条　総会は、第８条、第 11 条、第 18 条、第 29 条第１項、第 30 条第１項、第 41 条及び第 42 条に定めるもののほか、次の事項について審議決定するものとする。

(1)～(3)　（省略）

(4)　労働災害防止規程の設定、変更又は廃止に関する事項

(以下省略)

（総代会）

第 29 条　本会は、総会の議決により、総代会を置くことができる。

２　総代会は、役員及び総代 200 人以上 300 人以内をもって組織する。

３　総代会は、総会に代わりその議決事項（解散の議決を除く。）を審議決定するものとする。

(総代)

第 30 条　総代は、総会で定めるところにより、会員のうちから選挙する。

２　総代の任期は、３年又はその選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会又は通常総会に代わる総代会の終結の時までのいずれか短い期間とし、再任を妨げない。

３　総代は、各１個の議決権及び選挙権を有する。

４　総代は、任期満了後も、新たに総代が選任されるまで、引き続きその職務を行うものとする。

５　補欠の総代の任期は、その前任者の残任期間とする。

(準用)

第 31 条　総会に関する規定は、総代会に準用する。

【履　歴】

設定　昭和 41 年 7 月 3 日
変更　昭和 42 年 7 月 3 日
変更　昭和 43 年 8 月 3 日
変更　昭和 48 年 12 月 1 日
変更　昭和 61 年 7 月 1 日
変更　平成 3 年 11 月 25 日
変更　平成 12 年 12 月 28 日
変更　平成 23 年 7 月 4 日
変更　平成 29 年 7 月 28 日
変更　令和 6 年 7 月 30 日
変更　令和 8 年 7 月 16 日



陸上貨物運送事業労働災害防止規程の解説
～陸運業の安全と健康の基本～

令和８年９月１日

発行　陸上貨物運送事業労働災害防止協会